

J E C

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式: 2016

○使用する用語の出典

○制定及び改正

(制定及び改正年月日)

(規格番号及び規格名)

制定 1956年 5月

改訂 1970年 1月

改訂 1983年11月25日

改正 2012年1月26日

改正 2016年11月24日

JEC-180-1970 規格票の様式

電気規格調査会内規 規格票の様式

電気規格調査会内規 規格票の様式

電気規格調査会内規 規格票の様式

目 次

ページ

序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 規格票の構成	3
4.1 一般	3
4.2 導入要素（参考）	3
4.3 規定要素	4
4.4 その他の参考要素	4
4.5 解説	5
5 一般様式	5
5.1 規格票の大きさ	5
5.2 規格票のまとめ方	5
5.3 規格の名称	5
5.4 規格番号の付け方	5
5.5 略語及び組織の名称・略称	7
5.6 規格の英語の名称	7
5.7 テクニカルレポート（JEC-TR）票の様式	7
6 規格の規定要素	7
6.1 規格の規定要素及び配列の順序	7
6.2 適用範囲	8
6.3 引用規格	8
6.4 用語及び定義の作成方法及び表記方法	8
6.5 記号及び略語	10
6.6 使用状態	11
6.7 試験及び検査	11
6.8 商標名の使用	11
6.9 追補	11
7 他規格との関連	11
7.1 国際規格との関連	11
7.2 法規・法令との関連	11
8 文体及び書き方	11
8.1 箇条書き	11
8.2 文章	11
8.3 文体	11
8.4 書き方	11

規格票の様式 目次

8.5	規格自体などの示し方	12
9	用字及び用語	12
9.1	漢字	12
9.2	仮名	12
9.3	送り仮名	12
9.4	用字	12
9.5	用語	12
9.6	数字	12
9.7	単位の表し方	13
9.8	数学記号	13
9.9	量記号	13
9.10	小数・分数・帯分数	14
9.11	許容差の表示	14
9.12	範囲の表し方	14
10	番号付け及び細別記号	15
10.1	箇条	15
10.2	細分箇条	15
10.3	細別	15
10.4	附属書	15
11	記述符号及び分かち書き	16
11.1	記述符号	16
11.2	分かち書き	16
12	本文の注記, 例及び注	16
13	図・表	17
13.1	図	17
13.2	表	18
14	式	20
14.1	式の表し方	20
14.2	式の番号	20
15	その他	20
15.1	太字	20
15.2	規格の引用・参照	21
15.3	引用・参照などの示し方	21
15.4	他の文献からの引用・転載	21
15.5	字配り	21
15.6	規格票の体裁	21
15.7	規格票の見直し	21
附属書A	(規定) 用字及び用語, 並びに区切り記号	22
附属書B	(参考) 外来語の表記	26
附属書C	(参考) 試験及び検査	29

附属書D (参考)	まえがき及び序文の記載例	35
附属書E (規定)	追補	37
附属書F (参考)	解説のまとめ方	39
附属書G (参考)	JEC規格票に記載する名簿作成の取決め	42
附属書H (参考)	電気規格調査会テクニカルレポート (JEC-TR) 票の様式	44
附属書I (参考)	規格票の体裁	46
附属書J (参考)	規格票作成に用いるフォント	55
解説		56

規格票の様式

まえがき

この内規は、一般社団法人電気学会（以下 “電気学会” とする。） 2016年5月の規格役員会において一回目の審議がなされ、慎重審議の後、2016年6月2日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て、2016年11月24日の規格役員会にて改正した、電気学会 電気規格調査会内規である。これによって、電気規格調査会内規 “規格票の様式：2012” は改正され、この内規に置き換えられた。

この内規は、電気学会の著作物であり、著作権法の保護対象である。

この内規の一部が、知的財産権に関する法令に抵触する可能性があることに注意を喚起する。電気学会は、このような知的財産権に関する法令に関わる確認について、責任をもつものではない。

この規格と関係法令に矛盾がある場合には、関係法令の遵守が優先される。

また、この内規は、次のJEC規格票に関する電気規格調査会内規を包含する。

- a) “JEC規格票に記載する委員会について” H14-11 電気規格調査会
- b) “JEC規格票に記載する名簿作成の取決め” H15-11 電気規格調査会
- c) “JEC規格番号の付け方” H17-5 電気規格調査会事務局
- d) “JEC規格のテクニカルレポート票の様式” H15-5 電気規格調査会
- e) “JEC規格のテクニカルレポートの規程” のうち “3. 番号体系” H15-5 電気規格調査会
- f) “JEC規格の部分改訂の規程（取決め）” のうち “(6) 「追補番号」と「追補」の表し方”， “(7) 「追補」の構成（規格票の体裁）” H14-1 電気規格調査会

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式 : 2016

序文

この内規は、規格の理解、規格相互の比較などを容易とし、さらに規格票を作成する場合の能率向上を目的とし、規格票の構成、体裁及びその作成方法を統一する。

1 適用範囲

この内規は、電気学会 電気規格調査会標準規格（以下、JEC規格という。）の様式（規格票の様式）について規定する。規格票の様式は、JEC規格及び電気規格調査会テクニカルレポート（JEC-TR）を新たに制定又は全面改正するときに適用する。既存JEC規格又はJEC-TRの軽微な改正を行うときには、追補の形で旧の電気規格調査会内規 規格票の様式-1983を使用してもよい。

なお、この内規は、理解を容易にするため例に吹き出しを付け説明しているが、規格票作成時には、吹き出しは使用しない。

この内規に記載のない項目は、JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法による。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この内規の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS P 0138 : 1998 紙加工仕上寸法

JIS Z 8002 : 2006 標準化及び関連活動 — 一般的な用語

JIS Z 8201 : 1981 数学記号

JIS Z 8301 : 2011 規格票の様式及び作成方法

JIS Z 8301 : 2011 規格票の様式及び作成方法（追補1）

電気学会 著作権規程（編修・規程3）

3 用語及び定義

この内規で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8002によるほか、次による。

3.1

規格票

この規格票の様式に従って作成し、JEC規格として発行されたもの。

3.2

規格票の名称

規格票に付ける表題で、規格票の中で規定している対象（主題・規定事項）を簡潔に表すもの。

3.3

本体

規格票の名称、序文及び各箇条で構成される規格票の主体となる部分。表紙、目次、まえがき、附属書及び解説は含まない。

規格票の様式

3.4

附属書 (annex)

規格票の一部となる内容であるが、規格票の構成などの理由によって、本体から分離してまとめたもの。

3.5

追補 (amendment)

規格票に含まれる一部の規定要素の改正内容（追加及び／又は削除を含む。）だけを規定し、規格の改正と同じ手続きを経て公示したもの。

注記 正誤票は、規格票の中の誤りを正すために使用し、追補とは異なる。

3.6

国際規格 (international standard)

国際標準化機構 (ISO) , 国際電気標準会議 (IEC) などの国際標準化機関が発行する、一般に入手できる規格。

3.7

規定要素 (normative element)

規格に準拠するために、守らなければならない要求事項を規定する要素。

3.8

参考的要素 (informative element)

導入要素及び補足要素を含む、規格解釈の参考となる要素。

3.9

導入要素 (preliminary element)

規格を特定し、その背景、要旨、制定・改正の経緯及び他の規格との関係を説明する要素。

3.10

補足要素 (supplementary element)

規格の解釈及び適用に関する補足事項を説明する要素。

3.11

必須要素 (required element)

全ての規格に含めなければならない規格の構成要素。

3.12

選択要素 (optional element)

全ての規格に含まれるとは限らない規格の構成要素。

3.13

要求事項 (requirement)

規格に準拠するために、守らなければならない事項。

3.14

推奨事項 (recommendation)

要求事項とはならないが、適用が好ましい事項。

3.15

引用規格

電気規格調査会標準規格、日本工業規格 (JIS) 若しくは国際規格、又はこれらに準じる規範文書で、規格の

一部となるもの。

3.16

箇条

規格票本体の構成要素の内，規格票の名称，序文及び附属書を除いた，文章，式，図及び表からなる規定項目。

3.17

本文

箇条のなかで，文章で構成される部分。

3.18

注

本文，図，表などの一部の事項に注符号を付け，その事項を補足する内容を取り出して別に記載するもの。

3.19

注記

本文，図，表などの内容に関連する事柄を別に記載し，補足するもの。

3.20

解説

規格の内容をよりよく理解するための関連事項を説明するもの。

3.21

例

本文，注記などに示す事柄の理解を助けるための例示。

3.22

正誤票

規格の中の表現上の誤り若しくは不明確な箇所，又は規格発行以後，情報が陳腐化したもので，修正によって規格の技術的規定要素に影響しない範囲を修正するもの。

4 規格票の構成

4.1 一般

規格票は，導入要素（参考），規定要素，その他の参考要素及び解説から構成する。

4.2 導入要素（参考）

4.2.1 概要

導入要素は，JIS Z 8301の参考的前付け要素に相当し，表紙，目次，まえがき及び序文をいう。

4.2.2 表紙

表紙は，次による。

- a) 表紙には，“JEC”の文字，規格名称，規格番号及び制定又は改正年を記載する。可能な場合，規格票の背表紙にも，同じ内容を記載する。
- b) 表紙裏には，次の内容を記載する。
 - 1) 使用する用語の出典（学術用語集，電気専門用語集などの名称を記載）
 - 2) 制定及び／又は改正年月日
- c) 裏表紙には，英文で表紙の内容を記載する。

規格票の様式

4.2.3 目次

序文、箇条、附属書、参考文献及び解説の順に、該当する項目の番号及び名称を列記する。

4.2.4 まえがき

まえがきは、全ての規格に設け、要求事項、推奨事項、図及び表を含めてはならない。まえがきの記載例を附属書Dに示す。

a) 著作権

規格の著作権の所在を明示する。

“この規格は、電気学会の著作物であり、著作権法の保護対象である。”

国際規格を翻訳して転記する場合などには、電気学会 著作権規程及び著作権法を遵守し、必要に応じて著作権の所在などについて、まえがきに記載する。

b) 特許権

特許権などの対象となっている技術が明確に含まれないと判断される場合を除き、次の定形文をまえがきに記載する。ただし、特許権などが多数存在する場合は、附属書（参考）に記載してもよい。

1) 一般的定形文

“この規格の一部が、知的財産権に関する法令に抵触する可能性があることに注意を喚起する。電気学会は、このような知的財産権に関する法令に関わる確認について、責任をもつものではない。”

2) 特許権などが1件でも確認された場合

“この規格に従うことは、次に示す特許権の使用に該当するおそれがある。

発明の名称……

設定登録日 XXXX年XX月XX日

なお、この記載は、上記に示す特許権の効力、範囲などに関して何ら影響を与えるものではない。

上記の特許権者は、電気学会に対して、非差別的及び合理的な条件で、いかなる者に対しても当該特許権の実施を許諾する意思があることを保証している。

この規格の一部が、上記に示す以外の知的財産権に関する法令に抵触する可能性があることに注意を喚起する。電気学会は、このような知的財産権に関する法令に関わる確認について、責任をもつものではない。”

c) その他の関係法令

その他の関係法令との整合性を確保するため、まえがきに次の定型文を記載する。

“この規格と関係法令に矛盾がある場合には、関係法令の遵守が優先される。”

4.2.5 序文

序文には、特に必要な場合に、規格の名称の直後に、規格の技術的内容、制定・改正の理由などについて簡略に記載し、要求事項を含めない。これらを詳細に解説で記載する場合には、省略してもよい。また、対応するIEC規格が存在する場合にはここに記載する。序文の記載例を、附属書Dに示す。

4.3 規定要素

JIS Z 8301の一般的規定要素及び技術的規定要素に相当し、記載内容は、箇条6による。

規定要素は、本文、附属書（規定）及び／又は図表の注に記載する。

4.4 その他の参考要素

4.4.1 要求事項ではない事項

JIS Z 8301の参考的補足要素及びその他の参考要素に相当し、附属書（参考）、本文の注、注記又は例に記

載する。

4.4.2 参考文献

関連規格、公表文献などの目録を記載する場合には、最終ページ（附属書があるときには、その最終ページ）後に、ページを改めて、“参考文献”の見出しを付けて記載する。附属書（参考）としてもよい。

4.5 解説

解説は、制定・改正の経緯及び趣旨、関連委員会、名簿などを記載する。ただし、規格の一部ではない。解説の記載内容は、附属書Fに示す。

5 一般様式

5.1 規格票の大きさ

規格票の大きさは、JIS P 0138のA列4番（210×297mm）とする。

5.2 規格票のまとめ方

規格票は、1規格ごとに表紙を付けてまとめる。

5.3 規格の名称

規格には、その中で規定している対象を的確かつ簡潔に表し、また、その規格と他の規格とを明確に区別できるような名称を付ける。規格の名称には、英語の名称を付記する。規格の英語の名称の付け方は、5.6による。

5.4 規格番号の付け方

規格番号の付け方は、次による。

- a) 規格番号は、4桁のアラビア数字とし、4桁目は大分類、3桁目は中分類、1～2桁目は連番とする。
- b) 大分類（4桁目）は“部門”，中分類（3桁目）は“分野”を示す。更に分類が必要な場合、細分類（2桁目）で取り決めてもよい。分類は、表1による。
- c) 規格番号は、分類ごとに追番で付ける。追番の付け方は、次による。ただし、既に規格番号が存在している場合は、それらを飛ばして番号を付ける。
注記 規格番号を3桁以下の番号体系から4桁の番号体系に移行したときに、4桁の番号の下3桁以下に、3桁以下の番号体系の番号をそのまま使用した規格がある。これによって、“飛び番号（規格番号の点在）”が存在する場合がある。
 - 1) 基本的には、制定（改正によって規格番号を変える場合も含む。）した順に一連番号を付ける。
 - 2) 追番の始まりは、基本的に2桁のものは01から、1桁のもの（細分類されたもの）は0から開始する。
 - 3) 既に規格番号が存在している場合、それに続けて追番を取ることにしてもよい。
- d) 改正した規格の番号は、元の番号のままとする。
- e) 規格群を制定する場合に系統的に番号を付ける必要が生じたときには、規格番号を登録（予約・枠取り）することができる。この場合、他の規格の番号に支障が生じないように配慮した規格番号体系の計画を作成し、規格役員会の承認を得なければならない。
- f) 規格番号の表し方は、規格番号に西暦で制定年又は改正年を付記し、表1のように表す。

表1—JEC規格番号の分類

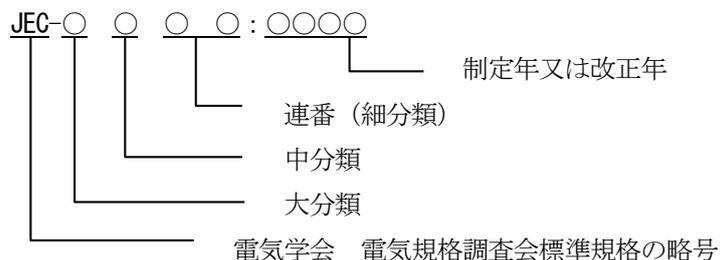


表1—JEC規格番号の分類（続き）

大分類（4桁目）	中分類（3桁目）	細分類（2桁目）	番号の付け方
0：電気一般，共通事項（部門間にまたがるもの）	01XX：試験電圧標準	—	0101～ 追番
	02XX：試験一般（試験条件，装置・機器，方法），電気一般，共通事項	—	0201～ 追番
	03XX：電気機械器具の試験一般 [装置・機器を限定]	—	0301～ 追番
	04XX：特殊試験（測定）法	—	0401～ 追番
1：電気計器	12XX：計器用変成器	—	1201～ 追番
2：電気機器	20XX：電気機器一般	—	2001～ 追番
	21XX：回転機	210X：回転機一般	2100～ 追番
		211X：誘導機	2110～ 追番
		212X：直流機	2120～ 追番
		213X：同期機	2130～ 追番
		214X：個別用途回転機	2140～ 追番
	22XX：静止誘導機器	220X：変圧器	2200～ 追番
		221X：リアクトル	2210～ 追番
		222X：変圧器付属装置	2220～ 追番
	23XX：開閉装置	230X：遮断器	2300～ 追番
		231X：断路器	2310～ 追番
		233X：ヒューズ	2330～ 追番
		235X：ガス絶縁開閉装置	2350～ 追番
		237X：避雷器	2370～ 追番
		239X：開閉装置一般	2390～ 追番
	24XX：パワーエレクトロニクス 又は変換装置	240X：パワー半導体デバイス	2400～ 追番
		241X：変換装置共通規格	2410～ 追番
		242X：交流電力調整装置	2420～ 追番
		243X：無停電電源システム	2430～ 追番
		244X：自励半導体変換装置，その他自励 変換装置の共通規格	2440～ 追番
		245X：可変速駆動システム	2450～ 追番
		247X：系統連系用変換装置	2470～ 追番
	25XX：保護継電器	250X：保護継電器一般	2500～ 追番
		251X：個別継電器	2510～ 追番
		252X：個別継電器（続き）	2520～ 追番
3：電線	34XX：電線	—	3401～ 追番
4：原動機及び発電システム	40XX：水力用原動機	—	4001～ 追番
5：線路用品，通信設備	51XX：線路用品（設計関係）	—	5101～ 追番
	52XX：線路用品（物品関係）	—	5201～ 追番
	59XX：電力用通信設備	—	5901～ 追番
6：電気材料	61XX：絶縁材料	—	6101～ 追番

5.5 略語及び組織の名称・略称

略語を用いるのは、混乱のおそれがなく、その後に繰り返して用いる場合に限る。

略語の一覧を示さない場合は、その略語を最初に用いる箇所で用語を略さないで完全に記述し、その後に括弧書きで略語を示す。

略語の表し方は、通常の単語でないことが容易に分かるように、次のいずれかによることが望ましい。

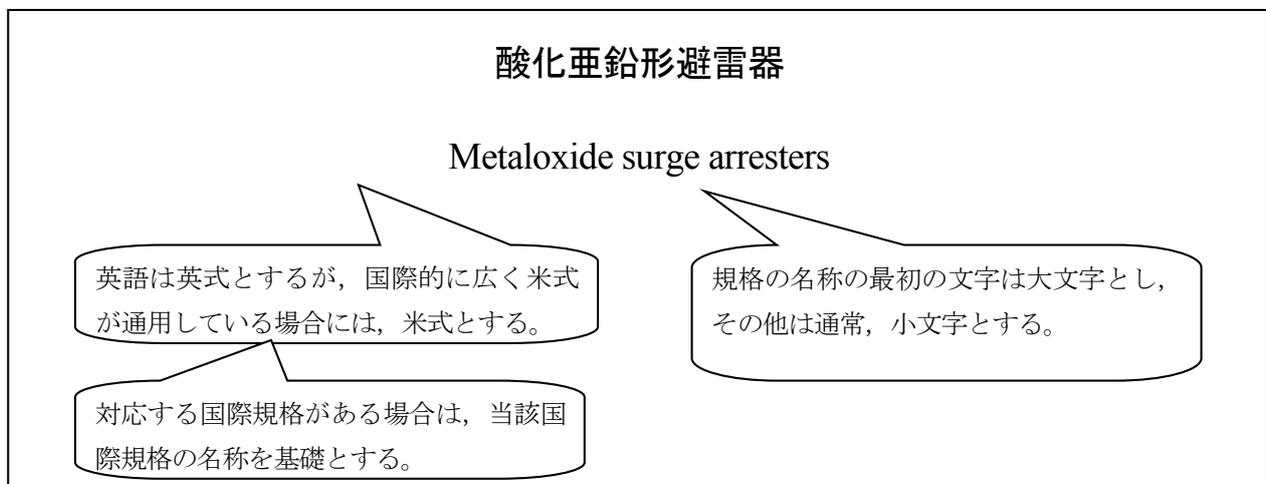
- 全てをアルファベットの大文字とする。
- アルファベットの小文字を用いるときは、それぞれの小文字の後に“.(ドット)”を付ける(例 a.c.)。
- 日本語の文字を用いるときは、その分野において普及している略語に限る[例 “半導体電力変換装置(変換装置)”]。

組織の名称及び略称は、その組織が用いている日本語(日本語がない場合は英語)で表す。ただし、組織の略称を用いるのは、混乱のおそれがなく、その後に繰り返して用いる場合に限る。

5.6 規格の英語の名称

規格の英語の名称は、JIS Z 8301 B.6による。

例 規格の英語の名称



5.7 テクニカルレポート(JEC-TR)票の様式

電気規格調査会 テクニカルレポート(JEC-TR)票の様式については、附属書Hによる。

6 規格の規定要素

6.1 規格の規定要素及び配列の順序

規定要素として、総則という箇条は、通常、使わない。

製品の仕様を規定する規格、又は試験方法若しくは検査方法の規格の、規定要素及び配列の順序は、基本的に次のとおりとする。ただし、対応する国際規格が存在する場合、その対応する国際規格に準拠してもよい。

次の項目は、二つ以上をまとめたり、幾つかに分けたり、又は一部を省略したりしてもよい。次に該当しない規格についても、できる限りこの項目及び配列を用いる。

a) 製品の仕様を規定する規格

規格票の様式

- 1) 適用範囲
 - 2) 引用規格
 - 3) 用語及び定義
 - 4) 使用状態
 - 5) 種類，定格及び呼び方
 - 6) 材料
 - 7) 製造方法
 - 8) 構造
 - 9) 性能
 - 10) 試験及び／又は検査
 - 11) 表示（銘板記載事項を含む。）
- b) 試験方法又は検査方法の規格
- 1) 適用範囲
 - 2) 引用規格
 - 3) 用語及び定義
 - 4) 種類及び項目
 - 5) 試験条件
 - 6) 試験装置及び器具
 - 7) 試料（試料のサンプリング方法及び調整方法を含む。）
 - 8) 試験又は検査方法
 - 9) 記録方法及び仕様

6.2 適用範囲

規格には，その規格が規定する内容の概要，及び適用される範囲を明確かつ簡潔に規定する。
詳細は，JIS Z 8301 6.2.2による。

6.3 引用規格

JEC規格の規定の一部を構成するために必要なその他のJEC規格，JIS，国際規格又はこれらに準じる規範文書を引用規格として列記する。引用規格として不適切な文献及び引用規格の記載方法は，JIS Z 8301 6.2.3による。

6.4 用語及び定義の作成方法及び表記方法

6.4.1 対象

規格に使用される用語のうち，自明でない用語，一般には知られていない用語及び文脈によって異なる解釈ができる用語は，その定義を与えて概念を明確にする。

専門用語，商品名（商標名），用語規格などにおける扱いについてはJIS Z 8301 D.1.3による。

例1 一般には知られていない用語の場合

3.1 規格票

規格で用いる概念を用語として定義する。

この規格で規定する様式に従って作成し，JEC規格として発行されたもの。

例2 一般に知られている用語であるが、規格では異なる意味で用いる場合

2.9

放電

過電圧が避雷器の両端子間に加わったときに、避雷器内部を通して電流を流す作用。

用語が名詞の場合、体言止めにする。

6.4.2 重複及び矛盾の回避

ある規格において用語及び定義を規定する前に、他の規格に同じ概念を表す他の用語及び定義が存在しないことを確認し、その重複及び矛盾を避けることが望ましい。詳細は、JIS Z 8301 D.1.4による。

6.4.3 定義

定義は、要求事項の形式とはせず、また、要求事項を含まない。また、できるかぎり、本文の対応する用語と置き換えができる形の句の形式とする。

詳細は、JIS Z 8301 D.1.5による。

例 用語及び／又は定義について参考情報を付す場合

2.4.5

定格容量

指定された条件で変圧器の設計、又は製作者の保証事項及び試験の基本を定めるとき、定格電圧を印加し、定格電流の値を決定するために示される容量。

注記 二巻線変圧器の両巻線は、同一定格容量をもち、規定された変圧器の定格容量である。
多巻線変圧器については、個々の巻線の定格容量は異なることがある。

参考情報は、例又は注記の形式とすることが望ましい。

6.4.4 用語

用語は、JIS Z 8301 D.3.2による。

例1

3.10

補足要素 (supplementary element)

規格の理解及び使用を助けるために、補足的な事柄を説明する要素。

用語は空白を置かずに記載する。用語本体 (必須) はゴシック体で記載する。

例2 用語の一部を省略できる場合

3.1

(半導体) (電力) 変換

電子バルブデバイスを用いて、電気的特性の一つ又はそれ以上を実質的な電力損失なしに変える作用。

用語の一部を省略できる場合は、丸括弧を用いる。常用漢字以外の漢字を示すために丸括弧を用いている場合を除いて、角括弧は用いない。

例3 同義語がある場合

3.5
逆変換装置, インバータ
逆変換を行う交直変換装置。

同義語が二つ以上ある場合は、コンマ区切りで優先的に用いる順に並べる。代替用語を示すのに括弧は用いない。

6.4.5 記号、対応英語及び定義の表し方

用語の定義で用いる量、単位の記号及び対応英語は、JIS Z 8301 D.3.3による。

例1 用語の量を表す場合

3.1
公称電圧, U
系統を代表する電圧（線間電圧で表す。）。

用語が表す量記号は、斜体で示す。

例2 対応英語がある場合

3.10
補足要素 (supplementary element)
規格の理解及び使用を助けるために、補足的な事柄を説明する要素。

対応英語は、通常、小文字を用いる。

6.4.6 用語及び定義の文法形式

用語及び定義の文法形式は、JIS Z 8301 D.3.4による。

6.4.7 使用領域の注釈

一つの用語が複数の概念を表す場合には、JIS Z 8301 D.3.5による。

6.5 記号及び略語

規格の理解に必要な記号及び略語について、箇条を設けて規定してもよい。

なお、箇条を設けなくて略語を使用する場合は、5.5による。

例 記号及び略語の箇条列記の順序

1. アルファベット、ギリシャ文字、その他特殊記号の順とする。

A, a, B, C, c, D, D_a, D_i, e_{int}, x, y, z, Δ, θ, ψ, ∇

2. 1.で定まらない場合、大文字及び小文字の順とする。

3. 1及び2で定まらない場合、添字なし、文字添字付き、数字添字付きの順とする。

6.6 使用状態

使用状態は、次による。

a) 使用状態は、通常、次の二つを規定する。

- 1) **常規使用状態又は通常使用状態** その規格で規定する機器の性能を満たすために、設計及び／又は製作上で通常考慮する使用状態。
- 2) **特殊使用状態** 設計及び／又は製作上で特別の配慮を要し、使用者が発注するとき、特に指定する必要がある使用状態。

b) 使用状態として規定する項目は、同種の規格間ではできるだけ統一する。特に常規又は通常使用状態で規定する項目には、次を含めなければならない。

- 1) 周囲温度（温度の上限値及び下限値、並びに必要なによって平均周囲温度）
- 2) 標高

6.7 試験及び検査

附属書C参照。

6.8 商標名の使用

製品の名称は、商標権のある登録商標名が一般に用いられている場合でもできるだけ使用を避け、適切な専門用語などで表す。やむを得ず登録商標名を用いる場合は、JIS Z 8301 6.6.3による。

6.9 追補

追補は、附属書Eによる。

7 他規格との関連

7.1 国際規格との関連

規格の制定・改正に当たっては、IEC規格、その他国際会議によって定められた主要な国際規格を調査し、これらを参考にしてできるだけ国際性をもった規格とすることが望ましい。国際規格を基礎として用いる場合には、差し支えない限り対応する国際規格の様式に従う。

7.2 法規・法令との関連

国際法規、国内法令などに関連のある場合は、十分に調査して、これらの法規、法令などと矛盾のないようにし、法令などに準拠した場合は、準拠した法令などの名称、採用した条項及び公布年月日を明記する。

8 文体及び書き方

8.1 箇条書き

規格の文章は、可能な限り箇条書きにまとめる。

8.2 文章

文章は、漢字仮名交じり文とする。

8.3 文体

文体は、文章口語体とする。特に、国際規格を基礎として用いる場合、日本語として不自然な逐語訳体（直訳体）は避ける。

8.4 書き方

書き方は、左横書きとする。

注記 関係法令、対応する国際規格などとの関係から、やむを得ずこの内規の規定内容に沿わない記載方法とすることを制限するものではない。

8.5 規格自体などの示し方

規格の本文で、その規格自体又は附属書自体を示す場合には、次のようにする。

- a) その規格自体を示す場合には、“この規格は、…”とする。
- b) その附属書自体を示す場合には、“この附属書は、…”とする。このとき、附属書には、括弧書きで“規定”又は“参考”を付記しない。

9 用字及び用語

9.1 漢字

漢字の用い方（字種・音訓・字体）は、“常用漢字表（平成22.11.30内閣告示第2号）”による。その他は、JIS Z 8301 G.2.1による。

仮名書きでは分かりにくい場合には、仮名書きの後に、括弧を付けて表外漢字（常用漢字に記載の漢字を、この表の音訓以外で使う場合を含む。）を示してもよい。

9.2 仮名

仮名遣いは、“現代仮名遣い（昭和61.7.1内閣告示第1号）”による。その他は、JIS Z 8301 G2.2による。

9.3 送り仮名

送り仮名の付け方は、“送り仮名の付け方 [昭和48.6.18（内閣告示第二号）, 昭和56.10.1一部改正]”及び“法令における漢字使用などについて（平成22.11.30内閣法制局総発第208号）”による。

9.4 用字

この内規で規定していない公用文及び法令の漢字使用などの一般的な事柄は、“公用文作成の要領（昭和27.4.4内閣閣甲第16号依命通知）”及び“法令における漢字使用などについて（平成22.11.30内閣法制局総発第208号）”による。

9.5 用語

9.5.1 専門用語

専門用語の使用については、電気専門用語集、作成する規格に関連するJEC規格、用語に関するJIS又はIEC規格で規定する用語、作成する規格に関連するJISで規定する用語及び文部科学省編集の学術用語集に記載されている用語を、この順に従って用いる。

9.5.2 用語及び外来語の表記

用語の表記は、附属書Aによる。外来語の表記は、附属書Bによる。

9.5.3 限定、接続などに用いる語

限定、接続などに用いる語は、附属書A.1による。

9.5.4 フォント

文字・記号・数字などに用いるフォントは、附属書Jによる。

9.6 数字

数字は、アラビア数字を用いる。ただし、漢数字の使用はJIS Z 8301 G.5及び／又は次による。

- a) “ひと（つ）” “ふた（つ）” のように読む場合。

例1 一つの方法

- b) 数としての概念が薄い場合。

例2 一方、一部

- c) 慣用となっていると考えられる場合。

例3 一線地絡、二線路端子、三次

9.7 単位の表し方

単位の表し方は、JIS Z 8301 I.3による。

例1 図・表に単位を表す場合

公称放電電流	試験電流値
A	kA
2 500	10
5 000	20

例2 文章中に単位を記載する場合

供試器は、30 cm以上の...

例3 角度及び時間の単位を文章中で表す場合

加熱時間は6分以下...

角度及び時間の単位を文章中で表す場合、文字で記入してもよい。ただし、同じ規格の中では、記号か文字かのいずれかに統一する。

例4 単位を文章中で数字と組み合わせない場合

短絡インピーダンスをヘンリーで...

数字と組み合わせない場合は、文字で記入する。

例5 単位記号を括弧を付けて付記する場合

電圧は、キロボルト (kV) で示す。

説明のため、単位記号に括弧を付記してもよい。

9.8 数学記号

数学記号は、JIS Z 8201による。

9.9 量記号

量記号の用い方は、JIS Z 8301 I.2による。

例

V_{\max}

量記号には斜体を、添字には直立体を用いる。ただし、順序数、X座標などの物理量に対応する添字は斜体とする。

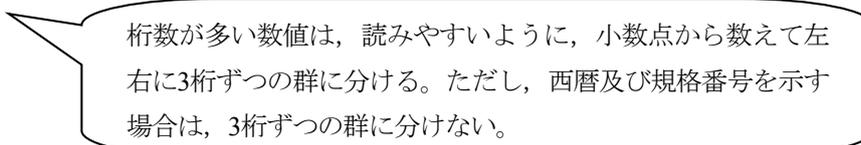
9.10 小数・分数・帯分数

小数・分数・帯分数は、JIS Z 8301 I.1.1による。

例1 小数点

0.02	 小数点は“.”を用いて表し、0,02とはしない。
------	---

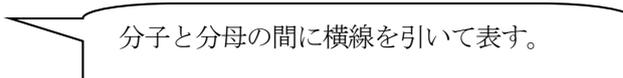
例2 桁数が多い場合

10 000	 桁数が多い数値は、読みやすいように、小数点から数えて左右に3桁ずつの群に分ける。ただし、西暦及び規格番号を示す場合は、3桁ずつの群に分けない。
--------	--

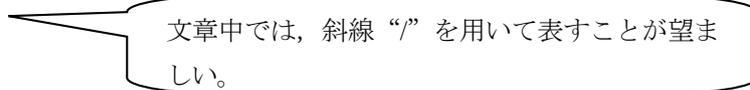
例3 数値の掛け算

6.02×10^{23}	 数値の掛け算は、記号“×”を用いて表す。 $6.02 \cdot 10^{23}$ とはしない。
-----------------------	---

例4 分数及び帯分数を表す場合

$\pm \frac{1}{2}$	 分子と分母の間に横線を引いて表す。
-------------------	--

例5 分数及び帯分数を表す場合（文章中）

実使用状態のほぼ1/3になる...	 文章中では、斜線“/”を用いて表すことが望ましい。
-------------------	--

9.11 許容差の表示

許容差を示す場合は、JIS Z 8301 I.1.3による。

例1 $5_{-0.003}^{+0.002}$ $5.225_{-0.005}^0$ 5.35 ± 0.03

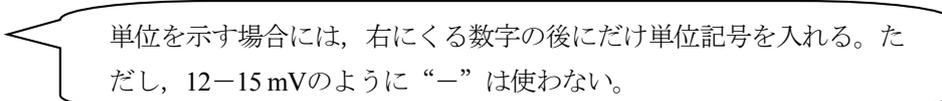
例2 (70±5) % (“70±5 %”とはしない。)

注記 70±5 %は、(70-70×0.05) %～(70+70×0.05) %と誤解されるおそれがある。

9.12 範囲の表し方

許容範囲を表す場合には、“～”を用いる。

例

12 ~15 mV	 単位を示す場合には、右にくる数字の後にだけ単位記号を入れる。ただし、12-15 mVのように“-”は使わない。
-----------	--

10 番号付け及び細別記号

10.1 箇条

JIS Z 8301 5.2.2による。

10.2 細分箇条

JIS Z 8301 5.2.3によるが、細分箇条の段階は、できるだけ少ない階層とする。

例 細分箇条

<p>7 試験</p> <p>7.1 一般</p> <p>7.2 巻線の抵抗測定</p> <p>7.2.1 一般事項</p> <p>7.2.2 油入変圧器の抵抗測定</p> <p>7.2.3 乾式変圧器の抵抗測定</p>	<p>階層はできるだけ少ない階層とし、番号の後には題名を記入する。</p>
--	---------------------------------------

10.3 細別

JIS Z 8301 5.2.5による。

- a) 細別には、“次による”のような文を前置きする。必要な場合、それらの細別の“全てによる”のか、“いずれの一つによる”のかなどを明確にする。
- b) 注記又は注の中に細別を設ける場合の細別符号も、これによる。
- c) 個別に参照又は引用されない細別には、各事項の前にダッシュ“—”又は中点“・”を付けてもよい。

例 a)

- 1)
- 1.1)
- 1.2)
- ・
- ・
- 2)
- 3)
- aa)
- ab)
- b)

10.4 附属書

附属書は、構成要素によって附属書（規定）及び附属書（参考）の2種類とし、附属書の初めに“A, B, C”と大文字のアルファベットを順番に付ける。

なお、附属書の箇条、細分箇条、図、表及び式の番号は、次の例のように附属書を指定するアルファベット及びドットの後に付ける。

例 A.1, 表C.3, 図B.2

11 記述符号及び分かち書き

11.1 記述符号

11.1.1 区切り符号

JIS Z 8301 G.4.2による。区切り符号の用い方は、A.2による。

11.1.2 括弧

JIS Z 8301 G.4.7による。括弧は、丸括弧“()”及び角括弧“[]”とし、補足、注解などに用いる。通常、亀甲括弧“〔 〕”は、用いない。角括弧は、既に丸括弧を用いている部分を、更に括弧でくくる必要がある場合に用いる。異なる単位系による数値を併記する場合に限り、波括弧“{ }”を用いる。

11.1.3 引用符号

引用符号は“ ”とし、JIS Z 8301 G.4.3による。

11.1.4 連続符号

連続符号は“～”とし、JIS Z 8301 G.4.4による。

11.1.5 繰返し符号

繰返し符号は“々”とし、JIS Z 8301 G.4.5による。

11.2 分かち書き

分かち書きは、次の例のように、仮名が続いて読みにくい場合などに用いる。JIS Z 8301 G.6.3による。

例 ○○が がいしと接続し...

12 本文の注記、例及び注

本文の注記及び例は、JIS Z 8301 6.5.1、本文の注は、JIS Z 8301 6.5.2による。

例1 注記が複数ある場合

電圧変動は、受電点において、定格電源電圧の±10 %とする。

注記1 定格電圧に達しない電源条件における定常運転は、製造業者と使用者との間で協議することが望ましい。

注記2 限度値を超える短時間の電圧変動は、運転の中断又はトリップを発生する可能性がある。

左余白を下げて本文と区別する。

箇条・細分箇条の中での通し番号(例も同様)。
箇条・細分箇条の中で一つの場合は、番号を付けない(例2参照)。

注記には、要求事項を記載しない。要求事項は、本文で記載する。要求事項ではない規定事項(推奨・許容など)は、記載してよい。

例2 注記、例及び注が同一箇所にある場合

過負荷耐量は、1分間の過負荷電流とする。過負荷電流は、150 %、125 %または110 %の電流値とする。

規格全体、又は本文・附属書ごとの通し番号

過負荷耐量は、定格速度範囲¹⁾に対して適用する。

注記 ここでは、変換器の過負荷電流を規定し、電動機が発生するトルクは、規定していない。

例 10分ごとに定格電流の150 %、1分間を要求する動作責務の場合、残りの9分間は、実効値が100 %以下を維持するために、定格電流の約92 %以下となる。

注¹⁾ 製造業者と使用者との協定によって、特殊な過負荷条件を指定してもよい。

注記、例、注の順に記載する。

本文の注は、特定の語句、文章などの追加情報を記載する。ただし、最小限にとどめる。

例3 例を文中に記載する場合

気温は、機器のすぐ近くの周囲温度によって制限する（例 コンテナ内）。

括弧で“例”を付けて記載する。

13 図・表

13.1 図

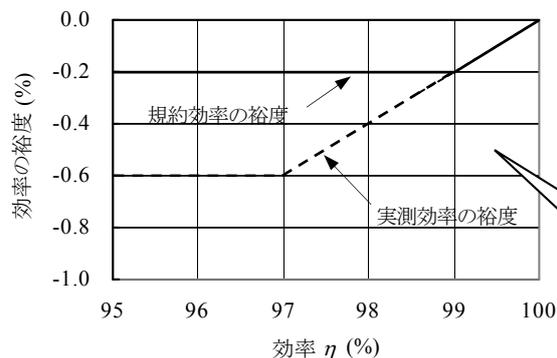
図は、JIS Z 8301 6.6.5による。

例1 複数の注記がある場合

規約及び実測効率の裕度を図1に示す。

図番号は、本文などで引用・参照。

図の注記は、番号・題名の上に記載。注記には、要求事項を記載しない。



線画で表す。
写真でも可。

注記1 実測効率の裕度は、規約効率の裕度から計測器の確度を考慮して算出している。

注記2 効率値97 %以上では、規約効率と実測効率との裕度範囲が狭くなる。

図1—効率の裕度

図の中で連番の通し番号。一つの場合は、番号を付けない。

通し番号。一つの場合も“図1”とする。

図の下に番号・“—”・題名を中央揃えで記載。
簡単な図の場合、題名は省略可。

例2 細分図，注記及び注がある場合

変換装置の一般構成を図4に示す。

注に対応した注符号

入力変圧器 入力側変換器 直流リンク^{a)} 出力側変換器 電動機 M 3φ

a) 間接変換装置による駆動システムの一般構成

細分図にはa)，b) …を用いる。

注記，注の順に記載する。

入力変圧器 変換器 電動機 M 3φ

b) 直接変換装置による駆動システムの一般構成

注記 間接変換装置では，交流入力から直流出力の変換は，直流リンクを介して行う。直接変換装置では，交流入力から直流出力の変換は，直流リンクを介さずに行う。

注^{a)} 直流リンクは，一つ以上のフィルタ素子を備えている。

図の注には，要求事項を含めてもよい。

図4—駆動システムの一般構成

図ごとにアルファベットの通し符号

13.2 表

表は，JIS Z 8301 6.6.6による。

例1 表内の単位が全て同じ場合

冷却媒体温度は，表1による。

表1—冷却媒体温度

単位 °C

冷却媒体の種類	最低	最高
空気	0	40
水	5	30
油	-5	30

表の上に番号・“—”・題名を中央揃えで記載。簡単な表の場合，題名は省略可。

単位は表の枠外右端に記載する。

通し番号。一つの場合も“表1”とする。

例2 表内の単位の数値が異なり、注がある場合

自然落下試験の落下の高度は、表6による。

表6—自然落下試験

こん包されていない供試 ユニットの質量 M	落下高さ ^{a)}
kg	mm
$M \leq 10$	250
$10 < M \leq 50$	100
$50 < M \leq 100$	50
$100 < M$	25

注^{a)} 落下の高度は、供試ユニットから試験面の最も近い部分で測定する。

単位は、改行して括弧を付けない。

注に対応した注符号

表ごとにアルファベットの通し符号

表の注には、要求事項を含めてもよい。

例3 表の空欄

空欄がある場合には、その中央部に“—”を入れる。

公称放電電流	開閉サージ動作責務静電	抵抗分電流波高値
A	μF	mA
5 000	—	1
10 000	25	—
10 000	50	2
10 000	78	3

例4 表内の単位の数値が異なり、見出しが列方向にある場合

周波数に対するイミュニティレベルは、表3による。

表3—周波数に対するイミュニティレベル

項目		イミュニティクラス		
		A	B	C
変化範囲	%	±2	B1 ±1	±1
変化率	%/s	±2	±1	±1

斜め罫線は、用いない。

単位は、括弧を付けずに右端に記載する。

イミュニティクラス		A	B	C
項目				
変化範囲	%	±2	B1 ±1	±1
変化率	%/s	±2	±1	±1

14 式

14.1 式の表し方

式の表し方は、JIS Z 8301 I.5.2によるほか、文章の中に続けて書かず、別行として書く。

例 式に用いる記号の説明

$\frac{E_a}{E_d} = \frac{1}{\sqrt{2}} \sin \frac{\pi}{m}$
<p>ここに、E_a： 交流側1相の電圧の実効値 (V)</p> <p>E_d： 交流電圧 (V)</p> <p>m： 相数</p>

14.2 式の番号

式に番号を付ける必要がある場合には、JIS Z 8301 I.5.3によって記載する。

例 …は、次の式 (1) によって求める。

$$z^2 = x^2 + y^2 \dots\dots\dots (1)$$

15 その他

15.1 太字

JIS Z 8301 K.1.4によって、次に示すものは、太字にする。その他**附属書I**による。

- a) 名称欄の“電気学会 電気規格調査会標準規格”の文字及び規格の名称（英文の規格の名称を含む。）
- b) 規格番号
- c) 目次、箇条、細分箇条、注記、附属書、図及び表のそれぞれの番号、並びに細別符号のアルファベット、数字及び片括弧。

- d) 見出しとしての“例”，“注記”，“注”，“図”，“表”，“単位”，“附属書（規定）”，“附属書（参考）”，“解説”，“目次”及び“参考文献”の文字。
- e) 題名の文字。ただし，例，注記，注及び表の中の題名の文字は，通常，太字としない。

15.2 規格の引用・参照

規格全体を引用又は参照する場合は，JIS Z 8301 6.6.7.3によって規格番号だけを記載する。ただし，特に制定年又は改正年を特定する必要がある場合は，規格番号に西暦年を付記してもよい。

規格の一部を引用又は参照する場合は，規格番号に引き続き，引用又は参照する事項を明記する。

15.3 引用・参照などの示し方

本文中で，規格の引用又は参照事項を明記する場合の示し方は，JIS Z 8301 6.6.7.4による。

例

- “箇条2による。”
- “4.1に従って…”
- “附属書Aを参照。”
- “B.1によって…”
- “表1に示す…”

15.4 他の文献からの引用・転載

著作権が電気学会以外にある著作物からの引用・転載は，電気学会著作権規程及び著作権法を遵守する。

他の著作物からの転載は，できるだけ避けるべきである。

- a) 他の著作物に示される規定値，規定値の根拠となる数値などを記載する場合は，図・表などの転載は行わず，他の著作物に示される数値のみを使用し，注記及び／又は解説に，他の著作物の名称などを記載する。
- b) やむを得ず図・表などの転載を行う場合には，著作権法に従い，著作権者に転載の許可を得るとともに，転載部分がわかるような処置，及び出典を明記する。

15.5 字配り

左端割付けで，注記，例，注だけ左に余白を設定する。詳細は，図I.8による。

15.6 規格票の体裁

規格票の体裁は，附属書IIによる。

15.7 規格票の見直し

JEC規格及びJEC-TRは，少なくとも，5年を経過する日までに電気規格調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止する。

制定又は改正の根拠を示す定形文は，D.1による。

附属書A (規定) 用字及び用語，並びに区切り記号

A.1 用字と用語の用い方

A.1.1 “以上”及び“以下”並びに“を越え”，“超”及び“未満”の用い方

“以上”及び“以下”並びに“を越え”，“超”及び“未満”の用い方は，次による。

- a) “以上”及び“以下” “以上”及び“以下”の文字の前にくる数値などを含む。
- b) “を越え”，“超”，及び“未満” “を越え”又は“超”及び“未満”の文字の前にくる数値などを含まない。

注記 “超”は，表の中の場合に限って用いてもよい。

A.1.2 “及び”，“かつ”及び“並びに”の用い方

“及び”，“かつ”及び“並びに”の用い方は，次による。

- a) “及び” 併合の意味で並列する語句が2個のときはその接続に用い，3個以上のときは初めのほうをコンマ又は中点で区切り，最後の2個の語句をつなぐのに用いる。ただし，最後の語句の後に“など”又は“その他”が続く場合には，“及び”を用いしないでコンマ又は中点を用いる。

注記1 “及び”などによって，併合した最後の語句に，“など”，“その他”を付けない。

例1 誘導機，直流機及び同期機
遮断器・避雷器・配電盤など

注記2 後に続く動詞の複数の対象を列挙する場合は，“及び”を用いず，“と”を用いる。例えば，“アルミ線と鋼線とを接続して...”とする。

- b) “並びに” “及び”を用いて並列した語句を，更に大きく併合する必要があるときに，その接続に用いる。

例2 船内・坑内及び野外用のもの，並びにつり線式のものに対しても…

注記3 次の二つの例のように，“及び”又は“並びに”の用い方によって意味が異なる。

- “耐電圧及び絶縁抵抗の試験方法並びに判定方法”は，“耐電圧及び絶縁抵抗の試験方法”並びに“判定方法”の意味を示す。
- “耐電圧及び絶縁抵抗の試験方法及び判定方法”は，“耐電圧及び絶縁抵抗の試験方法”並びに“耐電圧及び絶縁抵抗の判定方法”の二つの意味を示す（たすき掛けの“及び”）。

- c) “かつ” 併合的連結のために用いる。

例3 安全かつ安価な製品を…

注記4 次のような“かつ”の用い方は，不適切である。

“外来語は片仮名かつ原語によって表記する。”（表記が，片仮名であると同時に原語でもあることを要求している。）

この場合，“外来語は片仮名及び原語によって表記する。”，“片仮名の表記及び原語の表記を併記する。”などとするのがよい。

注記5 接続助詞“や”は，用いない。

- d) 並列する語句の関係を明確にするために、“及び”などの前にコンマを用いてもよい。

接続詞として使用する“かつ”では、その前後にコンマを付ける。

例4 絶縁抵抗試験に合格し、かつ、耐電圧試験で異常のないことを確認する。

- e) 併合の構成要素が多いときに、並列する語句の関係を明確に示すためには、箇条書きで列記するとよい。

例5 “開閉試験は、…及び…、…及び…、…などの試験…並びに…又は…を行う。”の代わりに、次のようにする。

開閉試験は、次による。

- 1) 動力開閉試験
- 2) 手動開閉試験
- 3) 連続開閉試験

A.1.3 “又は”及び“若しくは”の用い方

“又は”及び“若しくは”の用い方は、次による。

- a) “又は” 選択の意味で並列する語句が2個のときはその接続に用い、3個以上のときは初めのほうをコンマ又は中点で区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。通常、“又は”は、“など”又は“その他”とは、一緒に用いない。

例1 すずめっき又は亜鉛めっき

すずめっき、亜鉛めっき又は焼付け塗装

- b) “若しくは” 選択の意味で並列した語句に、更に選択の意味で語句を並列するとき、小さな選択的接続に用い、大きい選択的接続には“又は”を用いる。

例2 すずめっき若しくは亜鉛めっきをするか、又ははけ塗り若しくは吹付け塗装をしない場合…

注記1 例2の例は、次の意味を示す。

“すずめっき若しくは亜鉛めっき”又は“はけ塗り若しくは吹付け塗装”

注記2 並列する語句の選択の接続に、“あるいは”及び“や”は用いない。

- c) 並列する語句の関係を明確にするために、“又は”などの前にコンマを用いてもよい。
- d) 選択の構成要素多いときに、並列する語句の関係を明確に示すためには、箇条書きで列記するとよい (A.1.2 例5参照)。

A.1.4 “及び／又は”の用い方

“及び／又は”は、並列する二つの語句を併合する、及びいずれか一方を選択するの3通りを一括して示す場合に用いる。紛らわしくなる場合には、分解して箇条書きで列記するとよい。

例 “加熱及び／又は加湿によって…”の代わりに、次のようにする。

次のいずれかによる。

- a) 加熱及び加湿
- b) 加熱
- c) 加湿

A.1.5 “場合”、“とき”及び“時”の用い方

“場合”、“とき”及び“時”の用い方は、次による。

- a) “場合”及び“とき” 限定条件を示すのに用いる。限定条件が二重にある場合は、限定範囲が大きい方を“場合”、小さい方を“とき”で示す。

注記 “際”は、用いない。

- b) “時” 時期又は時刻を明確にする必要がある場合以外は使用しない。

A.1.6 “から”，“まで”及び“より”の用い方

“から”，“まで”及び“より”の用い方は，次による。

- a) “から”及び“まで” 時点，場所などの起点及び終点を示すのに用いる。

注記1 “から”及び“まで”は，その前にある数値などを含む。

- b) “より” 比較を示す場合にだけ用いる。

注記2 “より”は，その前にある数値などは含まない。

注記3 よりどころを示す場合には，“（…に）より”ではなく“（…に）よって”又は“（…に）よる”とする。

A.1.7 “なお”，“また”及び“ただし”の用い方

“なお”又は“また”は，主に本文の中で補足的事項を記載するのに用いる。“ただし”は，主に本文に対する除外例及び制限的又は例外的条件を規定するのに用いる。

通常，接続詞“なお”で始まる文の場合には行を改め，接続詞“また”又は接続詞“ただし”を用いる場合には，行を改めない。

A.1.8 文章の末尾

規定事項の末尾には，表A.1による。表A.1に記載のないものについては，JIS Z 8301 H.1 による。

表A.1—規定を表す字句

末尾に置く字句の例	意味の区別
…する。 …とする。 …による。 …（し）なければならない。	指示又は要求 ^{a)}
…するのがよい。 …することが望ましい。	推奨 ^{b)}
…（し）てもよい。	許容
…場合がある。 …ことがある。	可能性
<p>注^{a)} “…とおりとする。”は使用しない。直接的に対象を示し“…による。”などを使用する。 “原則として…する。”（例外を認めた要求）は使用しない。“…する。ただし，…”として，例外項目を明記して記載する。</p> <p>注^{b)} 英語でのshall（指示又は要求），should（推奨）に対し，“…（す）べきである”及び“…（す）べきでない”は，用いない。</p>	

A.2 区切り符号の用い方

句点“。”，コンマ“，”，中点“・”及びコロン“：”とし，用い方は，次による。また，セミコロン“；”は，用いない。

- a) 句点“。” 用い方は，次による。

- 1) 文の終わりに付ける。

なお，括弧内でも一つの文の末尾に用いる。また，“……する”，“……とき”，“……場合”などで終わる項目を列記する場合などにも用いる。

注記 “……すること”は，用いない。

- 2) 次の場合には，句点を用いない。

細別、例、題目、標語などで用いる独立した簡単な語句を記載するとき、事物の名称だけを列記するときなど名詞形で終了する場合には、句点を用いない。ただし、その直後に補足として文が続く場合には、句点を用いる。

b) **コンマ “ , ”** 用い方は、次による。

文中において語句の切れ又は続きを明示するために、次のような場合に用いるとよい。

1) 主語と述語との関係を示す場合。

例1 この規格は、主に交流250 V…

2) 名詞（句を含む。）を3個以上並列して使う場合。

例2 製造年月日、製造番号及び製造業者を表示する。

3) 2個以上の形容詞、副詞及び動詞（各々句を含む。）を“及び”、“又は”、その他の接続詞で結ぶ場合。

例3 乾燥炉に入れる前、及び乾燥炉から取り出した後の…

4) 文の初めに、接続詞をおく場合。

例4 また、…

ただし、…

5) その他、文章の意味を明確にする必要がある場合。

例5 良質の材料を用い、形が正しく…

c) **中点 “ . ”** 次の場合に用いてもよい。

1) 名詞の単語を並べる場合

例6 定格・絶縁抵抗・耐電圧

2) 二つ以上の名詞の各々に同じ修飾語句などがかかる場合に用いる。

例7 “断面が円形の銅板、断面が円形の炉筒、断面が円形の軸などを”を“断面が円形の銅板・炉筒・軸など”とする。

“板の上側から及び下側から”を“板の上側・下側から”とする。この場合、“板の上・下側から”とはしない。

3) 題名、見出し、表などの中で名詞を連結する場合。

4) 格助詞“の”を伴って、二つ以上の名詞による連体修飾句を構成する場合。

例8 JEC規格制定・改正時の採番の実態に応じて

d) **コロソ “ : ”** 式又は文章中に用いた用語・記号を説明するときに、用語・記号の次に付ける。

附属書B (参考) 外来語の表記

B.1 一般

“外来語の表記”は、主として“外来語の表記（平成3年6月28日 内閣告示第二号）”による。外来語の表記には、表B.1又は表B.2の仮名を用いる。ただし、語形及びその書き方については、慣用が定まっているものはそれによる。分野によって異なる慣用が定まっている場合には、それぞれの慣用によって差し支えない。

注記1 “外来語の表記”は法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための“外来語の表記”のよりどころを示すもので、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではないが、これに従うことが望ましい（内閣告示第二号から抜粋及び加筆）。

表B.1－外来語の表記に用いる仮名

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ		ユ		ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ				
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ			デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ
キャ		キュ		キョ
シャ		シュ		ショ
チャ		チュ		チョ
ニャ		ニュ		ニョ
ヒャ		ヒュ		ヒョ
ミャ		ミュ		ミョ
リャ		リュ		リョ
ギャ		ギユ		ギョ
ジャ		ジュ		ジョ
ビャ		ビュ		ビョ
ピャ		ピュ		ピョ
ン				
ツ				
ー				

表B.2—外来語で原音を忠実に表現する場合に用いる仮名

			シエ	
			チェ	
ツァ			ツェ	ツォ
	ティ			
ファ	フィ		フェ	フォ
			ジェ	
	ディ			
		デュ		
			イエ	
	ウイ		ウエ	ウオ
クァ	クイ		クェ	クォ
	ツイ			
		トゥ		
グァ				
		ドゥ		
ヴァ	ヴィ	ヴ	ヴェ	ヴォ
		テュ		
		フュ		
		ヴュ		

注記2 この“外来語の表記”では、外来語及び外国の地名・人名を片仮名で書き表す場合を扱っている。

注記3 “ハンカチ”及び“ハンケチ”，“グローブ”及び“グラブ”のように、語形に揺れのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない。

注記4 国語化の程度の高い語は、おおむね表B.1に示す仮名で書き表すことができる。一方、国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度国語に近く書き表す必要のある語（特に地名・人名の場合）は、表B.2に示す仮名を用いて書き表すことができる。

注記5 表B.2に示す仮名を用いる必要がない場合は、表B.1に示す仮名の範囲で書き表すことができる。

例 イェ→イエ ウォ→ウオ トゥ→ツ又はト ヴァ→バ

注記6 特別な音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とすることとしたが、その中には、例えば、“スイ”，“ズイ”，“グイ”，“グエ”，“グォ”，“キエ”，“ニエ”，“ヒエ”，“フョ”，“ヴョ”などの仮名が含まれる。

B.2 外来語の語尾に付ける長音符号の扱い

外来語の語尾に付ける長音符号の扱いは、JIS Z 8301 G 6.2.2による。

- 規格の及び用語集にある外来語の語尾に付ける長音符号は、各分野で作成された用語集の表記を標準とするが、長音符号は、用いても略しても誤りではない。
- 規格の用語及び用語集にない外来語の語尾に付ける長音符号は、表B.3による。

表B.3－外来語の表記における語尾の長音符号に関する原則

原則	例
a) その言葉が3音以上の場合には、語尾に長音符号を付けない。	オペレータ：operator
b) その言葉が2音以下の場合には、語尾に長音符号を付ける。	キー：key
c) 複合の語は、それぞれの成分語について、上記a) 又はb) を適用する。	モーターカー（motor car）, オペレータキー：operator key

注記1 a) ～c) による場合で、長音符号を書き表す音（例1）、はねる音（例2）及びつまる音（例3）は、それぞれ1音と認め、よう（拗）音（例4）は1音と認めない。

例1 メータ：meter

例2 ダンパ：damper

例3 リッタ（リットル）：liter

例4 ツェナー：zener（diode）

注記2 分野によって慣用が定まっている場合には、それぞれの慣用によって差し支えない。

例5 エネルギー：energy

附属書C (参考) 試験及び検査

C.1 試験

試験とは、製品規格及びその引用規格で規定する項目に対し、規定する方法で測定を行い、必要に応じて、得られた測定値に対し統計的手法を用いて計算し、判定に必要な特性値を求める処理をいう。特性値が規格値に適合しているか否かの判定は行わない。

なお、測定値の母集団が正規分布を成していると見なすことができるかどうかの判定は、通常、検定による。

試験には、検査に対応して形式試験、ルーチン試験及び抜取試験があるが、更に設計上必要な場合、又は仕様書などによって、特別に行う参考試験及び追加試験もある。

試験方法は、通常、製品の仕様で定める全ての特性に対して規定する。

一般的な試験方法、及び類似の特性を対象とする試験方法で、適用可能な試験方法がある場合、これを引用することが望ましい。

試験方法の箇条を設けず、他の項目（例えば、“性能”）の中で規定することは、避けるのがよい。

C.2 検査

検査とは、製品規格の要求事項（JEC規格及びその引用規格で規定している製品の規格値など）に適合しているか否かを確定することをいう。

検査には、形式検査、ルーチン検査及び抜取検査¹⁾がある。形式検査とは、開発完了後に行う検査をいう。ルーチン検査とは、製品を繰り返し生産している状態で、全製品に対して行う検査をいう。抜取検査とは、製品を繰り返し生産している状態で、無作為に抜き取った製品に対して行う検査をいう。製品ごとに、どの項目についてどの検査（形式検査、ルーチン検査及び抜取検査）を行い、どの条件で良否の判定を行うかを規格で規定する検査項目、並びに製造業者と使用者又は購入者との協定による検査項目がある。

検査方法を規定する場合に考慮する事項は、次による。

- a) 検査方法では、保証単位を明確に規定する。ただし、対象が単位体の場合には、保証単位を規定しなくてもよい。
- b) 検査は、通常、形式検査とルーチン検査と抜取検査とに区別する。形式検査、ルーチン検査及び抜取検査共通に検査方法を規定する場合には、その区別を明確にする。検査方法を特に区別して規定する必要がない場合には、単に“検査方法”として規定する。

注記1 通常、製造業者が行う検査は、実施する工程によって工程検査（製造工程で実施する検査）及び出荷検査²⁾（出荷工程で実施する検査）といい、使用者又は購入者が行う検査は、受入検査（受入工程で実施する検査）という。ただし、製品の据付場所で使用者又は購入者も立ち会って実施する検査は、受渡検査という。したがって、JEC規格の形式検査、ルーチン検査及び抜取検査と同じ検査であっても、意味が異なる。

注記2 一つの事業所内でも複数の製品を複数の場所で製造し、それぞれ異なった出荷工程で検査することがある。これらの検査では、製品によってルーチン検査、抜取検査及び独自の基準による検査を実施するが、これらは全て出荷検査と呼ぶ。したがって、JEC規格の形式検査、ルーチン検査

規格票の様式

及び抜取検査と同じ検査ではあるが、意味が異なる。

注¹⁾ JIS Z 8301で抜取検査を規定する場合の注意を示し、JIS Z 8301 Lで抜取検査の例として形式検査及び受渡検査時の記述方法を示している。

注²⁾ 出荷工程で実施する検査でも、使用者又は購入者が立ち会う場合は、立会検査という。

C.3 試験及び検査の種類

試験及び検査の種類は、次の4種類とする。

- a) **形式試験又は検査** その形式についての諸性能がこの規定を満足することを検証するために新たに開発又は改良された製品の代表について行うもの。
- b) **ルーチン試験又は検査** 個々の製品についてその性能が規定を満足しているかを判定するために、製品の全数を対象に行うもの。
- c) **抜取試験又は検査** 製品又はサービスのサンプルを用いる試験又は検査。全数検査とは異なる。
- d) **参考試験** 形式試験項目以外の特性を確認するために必要に応じて行うもので、合否判定の対象とはしない。

注記 上記の4種類以外の試験・検査を必要とする場合には、用語及び定義の箇条で定義を明確にしたうえで使用してもよい。

C.4 試験及び検査の規定方法

試験及び検査については、量産品で判定基準、抜取数などを明確に示す必要があるものは、試験と検査とを別の箇条で規定するのがよく、受注生産品のような検査としての内容が少なく、判定基準も自明のものが多い場合には、“試験・検査”又は“試験”として、検査については規定しないほうが読みやすくなる。

次に、それぞれの場合の例を示す。

例1 試験及び検査を別の箇条で規定する場合

6 試験及び検査

6.1 試験

試験項目及び方法は、表6による。

表6—試験項目及び方法

試験項目	試験方法
外観	肉眼、手触りによって、ひび、割れなどを調べる。
課電破壊荷重	JIS C 3801 8.による。
雷インパルス耐電圧	JIS C 3801 6.9による。
打撃耐荷重 ^{a)}	JIS C 3801 7.1.4による。
注 ^{a)} 参考試験項目	

6.2 形式検査

検査方法は、次による。

- a) **検査方法** 表7の該当検査項目について、6.1に規定する方法によって検査を行う。
- b) **検査数量** 購入者と製造業者との協定による。

- c) **合否の判定** 全数を表7の判定基準に適合した良品と判定し、かつ、製造業者の社内規格、品質管理状況などを審査の結果、製造業者の品質水準が適性と認められたとき、合格とする。

表7－検査項目及び判定基準

検査項目	検査の種類			判定基準
	形式検査	ルーチン検査	抜取検査	
外観	○	○		JIS C 3802のB類の欠点別許容限度を超えない。
課電破壊荷重	○		○	箇条5に規定する荷重値に耐える。
雷インパルス耐電圧	○			箇条5に規定する電圧値に耐える。

6.3 ルーチン検査及び抜取検査

検査方法は、次による。

- a) **検査方法** 表7の該当検査項目について、6.1に規定する方法によって検査を行う。
- b) **検査数量** ルーチン検査の場合は全数とする。抜取検査の場合の抜取個数及び合否の判定個数は、1回の検査数量を1ロットとし、ロットの大きさによって表8による。
- c) **合否の判定**
- 1) ルーチン検査の場合は、表7に適合しない不良品だけを不合格とし、ロットからこの不良品を除く。
 - 2) 抜取検査の場合は、不良品が表8の合格判定個数以下の場合、そのロットを合格、不合格判定個数以上の場合、不合格とする。合格判定個数を超えて不合格個数未満の場合、表8に規定する追加検査を行い、合計抜取個数に対して、不良品が合計判定個数以下の場合、合格とする。

表8－抜取個数及び判定個数

ロットの大きさ	抜取個数	合格判定個数	不合格判定個数	追加検査			
				追加抜取個数	合計抜取個数	合格判定個数	不合格判定個数
1～ 15	協定による。						
16～ 90	3	0	1	—	—	—	—
91～ 500	8	0	2	8	16	1	2
501～1200	13	0	3	13	26	3	4

例2 試験及び検査を同一項で扱う場合（一部に判定基準などを示す必要がある場合）

6 試験及び検査

6.1 試験項目

試験項目及び試験の種類は、表6による。

表6-1 試験項目及び試験の種類

試験項目	試験の種類		
	形式試験	ルーチン試験	参考試験
外観	○	○	
密封性	○	○	
温度上昇	○		
雷インパルス耐電圧	○		
熱安定性	○		

6.2 試験方法

6.2.1 一般事項

ブッシングの試験は、清掃した新しいブッシングに対して行い、特に指定のない限り、常温において工場で行う。保護ギャップを備えたブッシングでは、これを取り外して試験する。シールドリングを備えたブッシングでは、これを付けた状態で試験する。

試験時のブッシングの据付け角度は、通常、水平又は垂直とし、使用状態に近いほうを選ぶ。ただし、変圧器用ブッシングの形式検査の場合のように、使用状態の角度が一定でない場合は、垂直とする。

6.2.2 外観

磁器部をJIS C 3804によって調査する。その他の部分についても、有害な欠陥の有無を調査する。

(途中省略)

6.2.6 雷インパルス耐電圧

ブッシングを、できるだけ平らな取付部をもつ容器に取り付け、支持金具を設置して中心導体又は中心パイプに表1に規定した電圧を印加する。

ブッシングは、乾燥及び注水状態で、正又は負の電圧を各5回印加する。印加電圧の波形、大気状態に対する試験電圧の補正及び注水試験における注水条件は、JEC-212による。

なお検査、の判定基準は次による

電圧の印加時及びその後に異常を生じてはならない。ブッシングに異常を生じないとは、次のことをいう。

- 連続した5回の印加において、1回も気中部のフラッシュオーバを生じない。5回のうち1回気中部のフラッシュオーバを生じた場合は、更に引き続き5回の連続した印加を繰り返し、このうち1回も気中部のフラッシュオーバを生じない。
- 絶縁油などの空気以外の絶縁媒体に浸る部分に、フラッシュオーバを生じない。
- 貫通を生じない。

6.2.7 熱安定性

この試験は、定格電圧161 kV以上のレジン紙コンデンサブッシングで、使用温度が60 °C以上となる絶縁媒体に浸して使用するブッシングに適用する。

試験するブッシングを使用状態と同じ条件で取り付ける。すなわち、大気中で使用する部分は大気中で、絶縁油などの絶縁媒体に浸して使用する部分はその媒体に浸して試験し、かつ、使用時に60 °C以上となる絶縁媒体の温度は、85±2 °Cに保持する。試験中にブッシングには、電流を通じない。

ブッシング各部の温度が平衡に達した後、ブッシングの中心導体又は中心パイプに定格電圧の0.8倍の電圧を印加し、この状態で測定した誘電正接の値が、3時間以上変化しなくなるまで継続する。

例3 判定基準など検査に関わる内容を含まない場合

6. 試験

6.1 試験項目

試験項目及び試験の種類は、表6による。

表6－試験項目及び試験の種類

試験項目	試験の種類		
	形式試験	ルーチン試験	参考試験
構造	○	○	
開閉	○	○	
端子荷重	○		
商用周波耐電圧	○		
コロナ			○

6.2 試験方法

6.2.1 構造試験

寸法，材質，構造，接触状態などを調べる。

6.2.2 開閉試験

開閉試験は，次の諸試験を含み，開閉状態を点検した物について行う。これらの試験の一部又は全部を同時に行ってもよい。

- a) **動力開閉試験** 電気操作又は空気動作の断路器は，操作電圧，制御電圧及び操作圧力，並びに制御圧力の定格値及び許容変動範囲の最高値及び最低値で動力開閉試験を行い，各組合せにおいて開閉速度曲線を測定し（時間は秒，移動距離又は角度は，全移動距離又は角度に対する百分率で），平均開閉速度を算出する。

（途中省略）

6.2.4 商用周波耐電圧試験

商用周波数耐電圧試験は，次による。

- a) **加圧部分** 商用周波耐電圧試験の加圧部分は，表7による。

表7－商用周波耐電圧試験の印加部分

乾燥の場合	注水の場合
異相主回路間（開及び閉）	異相主回路間（開及び閉）
同相主回路端子間（閉）	同相主回路端子間（開）
主回路と大地との間（開及び閉）	主回路と大地との間（開及び閉）
操作制御装置の導電部と大地との間	

回路及び各相主回路端子間の試験の場合には，他端子は，接地する。同相主回路端子間の試験の場合は，ベースは，大地に対して絶縁してもよい。

- b) **加圧時間** 乾燥試験の場合は，まず試験電圧の1/2以下の電圧を加え，それから試験電圧まで電圧計にそのときどきの電圧が表示される範囲で表示されうる範囲内でできるだけ早く上昇させ，試験電圧に達した後，1分間連続加圧する。

（途中省略）

6.2.9 コロナ試験

次によって、定格電圧120 kV以上の断路器についてだけ行う。

- a) **断路器の状態** 断路器は、乾燥状態で開及び閉位置の両方で行う。ただし、屋外用断路器は、注水条件を考慮した状態においても実施する。
- b) **加圧部分** 断路器の主回路大地間とし、開位置においては、同時に同相主回路端子間にも加圧する。
- c) **試験電圧の波形及び周波数** 6.2.4による。
- d) **供試器の周囲条件** 供試器は、夜間、照明がない暗黒の場所に設置するか、又はこれと同など程度の遮光場所に設置する。
- e) **コロナの確認** 供試器は、乾燥状態でその断路器の定格に相当する対地電圧まで試験電圧を徐々に上昇し、可視コロナの確認を行う。

附属書D (参考) まえがき及び序文の記載例

D.1 まえがきの記載例

4.2.4に規定するまえがきの制定・改正の経緯に記載する事項は、次のとおりである。

- a) 規格原案作成委員会名
- b) 規格原案作成に着手した日付の“月”
- c) 成案を得た日付の“月”
- d) 規格の制定日

記載事項の定型文を、次に示す。

例1 制定の場合

“この規格は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会において20XX年XX月に制定作業に着手し、慎重審議の結果、20XX年XX月に成案を得て、20XX年XX月XX日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定した、電気学会 電気規格調査会標準規格である。”

注記1 〇〇標準特別委員会は、規格原案作成委員会

注記2 成案を得た日付（月）は、規格案ができたとき（部会で承認されたとき）。

注記3 制定日は、電気規格調査会規格委員総会の審議を経て規格役員会で承認された日
対応する団体規格・外国規格がある場合には、その規格番号、規格の名称及び西暦年を記載し、できればその基の規格の国内での使用実績などを付記するとよい。

改正規格の場合には、改正の履歴と、今回の改正に至った経緯の大略も記載する。

例2 改正の場合

“この規格は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会において20XX年XX月に改正作業に着手し、慎重審議の結果、20XX年XX月に成案を得て、20XX年XX月XX日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定した、電気学会 電気規格調査会標準規格である。これによって、JEC-XXXX：20XXは改正され、この規格に置き換えられた。”

注記4 “改正”の場合も、ここでは“制定した”と記述する。

例3 複数の規格が一つの規格に統合される場合

“この規格は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会において20XX年XX月に制定作業に着手し、慎重審議の結果、20XX年XX月に成案を得て、20XX年XX月XX日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定した、電気学会 電気規格調査会標準規格である。これによって、JEC-XXXX：20XX、JEC-XXXX：20XX及びJEC-XXXX：20XXは廃止され、この規格に置き換えられた。”

例4 複数の規格のうち一つが改正され、その他が廃止になる場合

“この規格は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会において20XX年XX月に改正作業に着手し、慎重審議の結果、20XX年XX月に成案を得て、20XX年XX月XX日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定した、電気学会 電気規格調査会標準規格である。これによって、JEC-XXXX：20XXは改正され、この規格に置き換えられ、また、JEC-XXXX：20XX

規格票の様式

及びJEC-XXXX：20XXは廃止され、この規格に置き換えられた。”

例5 一つの規格を複数の規格に分割し元の規格の一部が分割して制定される規格の一つに置き換えられる場合

“この規格は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会において20XX年XX月に制定作業に着手し、慎重審議の結果、20XX年XX月に成案を得て、20XX年XX月XX日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定した、電気学会 電気規格調査会標準規格である。これによって、JEC-XXXX：20XXは廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。”

なお、すべての例において、次に示す知的財産権に関する法令及び関係法令に関わる部分を追記する。

“この規格は、電気学会の著作物であり、著作権法の保護対象である。

この規格の一部が、知的財産権に関する法令に抵触する可能性があることに注意を喚起する。電気学会は、このような知的財産権に関する法令に関わる確認について、責任をもつものではない。

この規格と関係法令に矛盾がある場合には、関係法令の遵守が優先される。”

D.2 序文の記載例

4.2.5に規定する序文の記載例を、次に示す。

例 この規格は、規格票の構成、構成要素及び体裁並びにその作成方法を統一することによって、規格の容易な理解、規格作成の能率向上、規格相互の容易な比較などを目的としている。

本規格に対応するIEC規格は〇〇〇〇である。

附属書E (規定) 追補

E.1 一般

追補は、規格を迅速に改正し、改正内容の実施を円滑にするために、規格の規定要素の一部に変更、追加又は削除を施す場合に行う。

追補による改正を行うか、規格全体の改正を行うかは、改正内容の規模、改正の手順の難易度などもふまえ、当該規格を管理する標準化委員会及び標準化委員会が所属する部会が判断する。

E.2 追補による改正実施の判断

追補による改正実施の判断は、次による。

- a) 一つの追補は、一つの技術的内容の理由による改正を扱い、二つ以上の技術的内容の改正を行う場合には、追補での改正は行わない。
- b) 同一の規格の追補による改正は、原則、2回までとする。ただし、本体の改正を頻繁に行うことが合理的でない場合などは、この限りでない。また、前回の追補で改正された箇所に対して、追補による改正は行わない。

E.3 記述方法

追補の記述は、次による。

- a) 追補には、次の例に示すようなまえがきを設ける。
例1 “この追補は、一般社団法人電気学会（以下”電気学会“とする。）〇〇標準特別委員会が作成し、電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定されたものである。これによって、JEC-XXXX：20XX（改正前の発行年）は改正され、一部が置き換えられた。”
- b) 追補の第1ページの冒頭に、対象とする規格番号及び西暦年（改正前の制定年又は改正年）を明記する。
例2 JEC-XXXX：20XXを、次のように改正する。
- c) 追補の記述は、改正の対象となる箇条、段落、細別、図又は表を単位として区分する。共通した改正内容であっても、複数の単位を一括して記述はしない。
- d) 改正箇所の記載は、次の例による。
例3 4.3.1 出力電圧の定常特性及び過渡特性
この箇条を次のものに変更する。
例4 3.1 不使用の種類、記号及び定義 [17 ページ]
この箇条の“次の9種類の使用”を“次の10種類の使用”に変更する。
例5 3.1.9A 多段階一定負荷又は速度使用 (S10)
この箇条を3.1.9 [21ページ]の次に追加する。
例6 附属書I 出力電圧過渡変動特性の評価方法
この附属書を次の内容で追加する。

規格票の様式

E.4 追補番号及び追補の表し方

追補番号及び追補の表し方は、次による。

- a) 追補番号は、原規格に対して、発行順に追番で取る。
- b) 追補の表し方は、“原規格番号”，“半角スペース”，“追補番号”及び“発行年月”とする。
 “原規格番号”は、JEC-規格番号:発行年で構成する。
 “発行年月”は、追補が制定された年月を西暦で、“月”は2桁の数字で、間にハイフンを入れて示す。

例1 JEC-2300:1998 追補1:2002-03

例2 JEC-2300:1998 Amendment 1:2002-03 (英字表示の場合)

例3 JEC-2300:1998 Amd.1:2002-03 (英字の略式表示の場合)

E.5 追補の構成

追補の構成は、次による。

- a) 表紙 あり
- b) 表紙裏 なし
- c) 目次 なし (ページ数が多く、必要な場合は付ける。)
- d) 本体及び附属書

原規格の本文の段落単位で、改正内容だけを記載する (原規格の箇条及び段落を明示する)。

本文2ページ以降の各ページの上隅に原規格番号 (年を含む。) 及び追補番号 (制定年月を含む。) を記載する。

詳細は、次による。

- 1) 改正箇所が複数あるときは、原規格の箇条順 (配列順) に記載し、箇条番号を付ける。箇条番号は () 内に記載し、追番で取る。
 - 2) 箇条番号の次に、“箇条”，“見出し”及び“原規格のページ”を太字で記載する。“原規格のページ”は、[] 内に記載する。次の行に、どこをどのように変更するか記載する。さらに、1行空けて、次の行から、“改正内容 (取り替える規格文) を記載する。
- e) 解説 次の内容を記載する。
- 1) 部分改正の経緯及び要旨
 - 2) 引用規格名 追補に関係するものに限定し、必要な場合は記載
 - 3) 対応する国際規格 追補に関係するものに限定し、必要な場合は記載
 - 4) 原案作成委員会名及び名簿 委員会名は1) の中に記載。名簿は付けない
 - 5) 標準化委員会及び部会名称及び名簿 なし
 - 6) 電気規格調査会名簿 なし
- f) 裏表紙 なし

E.6 体裁

追補の体裁は、規格票の体裁による (附属書I参照)。

附属書F (参考) 解説のまとめ方

F.1 解説の書き方

解説は、規格が制定・改正された趣旨、経緯、審議中に特に問題となった事項、内容の根拠、国際規格との整合性などの規格の使用者が規格の内容をよりよく理解するための関連事項を説明する。解説は、規格の一部ではない。

F.2 解説の内容

解説は、次の事項のうちから必要なものを選んで記載する。記載項目の中でa) , b) 及びi) ~l) は必須事項である。

- a) 制定・改正の趣旨
- b) 制定・改正の経緯
- c) 審議中に特に問題となった事項
- d) 特許権などに関する事項
- e) 規格の適用とする具体的な範囲の補足事項
- f) 規定要素の規定項目の内容（主な改正点を含む。）。特に、次の事項。
 - 1) 種類・など級などの根拠
 - 2) 規格値の根拠
 - 3) 対応する国際規格との比較、今後の国際規格への取組み・対応方法など
 - 4) 国内法規、外国規格などとの比較
 - 5) 改正の箇所、内容及び改正理由
- g) 懸案事項
- h) その他の解説事項
- i) 当該標準特別委員会名及び名簿
- j) 当該標準化委員会名及び名簿
- k) 当該部会名及び名簿
- l) 電気規格調査会名簿

F.3 制定・改正の趣旨

規格制定、又は改正する趣旨、すなわち、背景、目的又は理由を次の観点から記載するのがよい。

- a) 規定事項を制定することによる標準化の目的（標準化の目的分類はJIS Z 8002（IEC/ISO Guide 2）を参照）。
- b) 規格の改正に至った技術の進歩、需要の変化、社会環境の変化などの主な理由。
- c) その他の規格に及ぼす影響。

規格票の様式

F.4 制定・改正の経緯

規格の原案作成から電気規格調査会規格委員総会の議決までの経緯について、後日の参考となると思われる重要な事柄を記載する。標準特別委員会などの詳記は、必要がない。

F.5 審議中に特に問題となった事項

制定・改正の審議段階で、特に問題になった事項で、規格の理解、運用に役立つと考えられたものを記載する。特に、次回の見直し・改正のときに再検討しなければならない事項は、懸案事項の項にもまとめて再録する（F.9参照）。

F.8で、規定項目の内容個々に詳記する場合には、その他の議論、時期尚早又は少数意見のため採用されなかった事柄など、規格に現れていないが重要とみなされた事項を記載する。

F.6 特許権などに関する事項

本体・附属書（規定）に規定・記載した内容に関わる特許権などについて、その所有者の住所、氏名（又は名称）、特許番号、有効期間など、補足事項がある場合、記載する。

F.7 適用範囲

規定項目とはならない用途、使用条件、使用方法など、その規格全体として規格の使用者にとって有用な事項を記しておくようにする。特に、次のような事項が対象となる場合には、記載しておくことがよい。

- a) 関連する法令（告示及び通達を含む）との関係。
- b) 対応する国際規格の適用範囲とJEC規格の適用範囲との差異について詳細に示す。

F.8 規定要素の規定項目の内容（主な改正点を含む）

次の内容を記載する。幾つかの規定項目が関連する場合には、それらの規定項目を一括して説明するほうがよい。

- a) 種類・等級などの根拠
- b) 規格値の根拠
- c) 国内法規、外国規格などとの比較
- d) 改正の箇所、内容及び改正理由

F.9 懸案事項

規定事項のなかで、原案作成及び、審議の過程において、規定することを保留し、次回の見直し・改正のときに再検討する事項を記載する。

その他、規格体系の整備、国際規格の見直し時に規定するなどの今後の方針・処置事項などを残すこともある。

F.10 その他の解説事項

特に解説に記載する必要があると考えられるものがある場合、記載する。

F.11 委員会名及び名簿

当該標準特別委員会名及び名簿、当該標準化委員会名及び名簿、当該部会名及び名簿、並びに電気規格調査

会名簿をその順に記載する。

標準化委員会が原案作成委員会の場合は、それぞれ繰り上げて記載する。

- a) 原案作成委員会の名簿は、当該規格の制定日のものとし、途中退任者も記載する。途中退任者は、“途中退任”と掲載する。
- b) 部会及び標準化委員会の名簿は、原案を承認した当時のものとする。ただし、標準化委員会が原案作成委員会の場合は、a)による。この場合、途中退任として掲載する人は、当該規格の作成に参画した人に限定し、その判断は、当該標準化委員会が行う。
- c) JEC規格票に記載する電気規格調査会（規格委員総会）の名簿は、制定日時点のものとする。
- d) 参加者名は、委員会名簿に記載しない。
- e) JEC規格票に記載する名簿作成の取決めに関しては、**附属書G**参照。

F.12 委員の所属の表し方

JEC規格票に記載する委員会名簿での“所属の表し方”は、通常、次による。

- a) 委員会活動期間時の所属とする。
- b) 同一組織（企業、官庁など）から複数の委員がいる場合は、区別できる部署（事業所、庁・局など）まで記載するのが望ましい。

F.13 解説を作成するときの全般的な注意事項

解説を作成するに当たって、全般的な注意事項を、次に示す。

- a) 規格に規定していない事項の説明は、必要最小限にとどめるのがよい。
 - b) 解説の文章の書き方は、本体に準じる
注の番号は、一連番号とし、図・表は、それぞれ解説図・解説表として、一連番号を付ける。
 - c) 解説における箇条・細別の様式は、本体に準じる。
なお、解説で本体に言及するときには、その箇条番号及び題名の後に、本体の箇条を太字で括弧の中に付記するのがよい（例参照）。
- 例 11 他規格との関連（箇条7）**
- 11.1 国際規格（7.1）
- 7.1に関連する事項で、...
- d) 年は、西暦年で表す。規格の制定・改正の経緯などで旧規格又は経歴を呼ぶ場合には、2010年版、2010年改正、第3回改正などのように記載する。

附属書G

(参考) 規格票に記載する名簿作成の取決め

G.1 標準特別委員会

標準特別委員会の名簿は、当該規格の制定時のものとし、次によって記載する。

- a) 掲載の順序は、次による。
 - 1) 委員長，幹事，委員，幹事補佐，途中退任者
 - 2) 同じ役職名の人は五十音順
 - 3) 同一人は、基本的に複数回掲載しない。したがって、役職が変わった現職者は、途中退任者欄には掲載しない。途中退任者欄での掲載は、1) の順とし、同一人を複数回掲載しない。
- b) 記載事項は、次による。
 - 1) **役職名** 上の行と同じ場合は、“同”と記載する。
 - 2) **所属名** 勤務先名（会社名など）を正式名で記載する。

注記1 勤務先名（会社名など）とは、本人が所属する企業、大学、官庁、工業会、協会などの名称を示す。“株式会社”などの法人形態は省略する。

注記2 外来語の名称の場合、正式名称が“英字”か“カタカナ”か正式のものを記載する。
 - 3) **氏名** 名簿の原稿では、氏名は“姓”と“名”との間に1文字のスペースを空ける。

G.2 標準化委員会

標準化委員会の名簿は、原案の承認時のものとし、次によって記載する。ただし、標準化委員会が原案作成委員会の場合は、当該規格の制定時のものとする。この場合、途中退任欄に掲載する人は、当該規格の作成に参画した人に限定し、その判断は当該委員会が行う。

- a) 掲載の順序
 - 1) 委員長，幹事，委員，幹事補佐，途中退任者
 - 2) 同じ役職名の人は、基本的には五十音順
- b) 記載事項は、G.1 b) による。

G.3 部会

部会の名簿は、原案の承認時のものとし、次によって記載する。

- a) 掲載の順序
 - 1) 部会長，副部会長，幹事，委員，幹事補佐
 - 2) 同じ役職名の人は、基本的には五十音順
- b) 記載事項は、G.1 b) による。

G.4 電気規格調査会

電気規格調査会の名簿は、当該規格の制定時のものとし、次によって記載する。

- a) 掲載の順序
 - 1) 会長，副会長，理事，（1号委員），2号委員，3号委員

- 2) 2号委員の理事は、2号委員の欄には掲載しない。
- 3) 1号委員は、全員（2名）理事となるので、1号委員の欄は、掲載しない。
- 4) 3号委員は、委員会番号順に全員掲載する（複数の委員長を兼ねている場合は、最初の委員会の位置に委員会名を“，”で区切って掲載する。）。すなわち、3号委員については、理事、2号委員なども再掲する。規格役員会に資料として提出している“規格役員会及び規格委員総会”名簿の記載順とする。

注記 “規格役員会及び規格委員総会”名簿は、次の決まりで作成している。

同じ役職名の人は、五十音順（初期委員で順番を決め、途中交替者は前任者の位置に掲載）。ただし、1号委員の理事は一番後ろに、研究経営担当副会長、研究経営理事の順に掲載。

2号委員は、人数が多いので、これを確認しやすいように、次の区分順に掲載している。

- 1) 学校関係
- 2) （中立の）研究所・官庁
- 3) 電力会社
- 4) 電力会社以外の使用者
- 5) 製造業者
- 6) 工業会・協会

各区分内は、委員名を五十音順（初期委員で順番を決め、途中交替者は、前任者の位置に掲載する。ただ、3）は電力会社（北から順）、電源開発、日本原子力発電の順とする。

b) 記載事項

- 1) 役職名は、G.1 b) による。
- 2) 所属名は、1号委員の理事は、学会研究経営担当副会長、学会研究経営理事とする。
3号委員は、標準化委員会名とする。
- 3) その他の人は、勤務先名（会社名など）とする。

附属書H (参考) 電気規格調査会テクニカルレポート (JEC-TR) 票の様式

H.1 JEC-TR票の様式

JEC-TR票の様式は、この規格票の様式を準用する。

“規格票の様式”と異なるところを次に記す。

- a) JEC-TRの規格番号の付け方は、H.2による。
- b) 表紙裏などの規格番号及び規格名称は、JEC-TRの規格番号及びJEC-TRの名称と読み替え、記載する。
- c) JEC-TRの解説のまとめ方は、F.2を次のとおり読み替え、記載する。
 - a) 制定・改正の趣旨
JEC規格には時期尚早とする理由などを含む。
 - i) JEC-TR原案作成委員会名及び名簿
 - j) JEC-TR原案を審議した委員会名（標準化委員会）及び名簿
 - k) 及びN) 部会及び電気規格調査会の名簿は記載しない。
 - m) JEC-TRの場合の追加項目
JEC規格制定のための課題及び具体的検討項目（データ収集の標準など）

H.2 番号体系

JEC-TRの番号の表し方は、規格番号に西暦で制定年又は改正年を付記し、次のように表す。

テクニカルレポートを示す“JEC-TR”，JEC-TRの番号，及びJEC-TRの制定・改正年（西暦）を付記し、表H.1のように示す。

JEC規格番号と紛らわしくないように、番号の桁数を5桁とし、“分類番号 + 追番”とする。

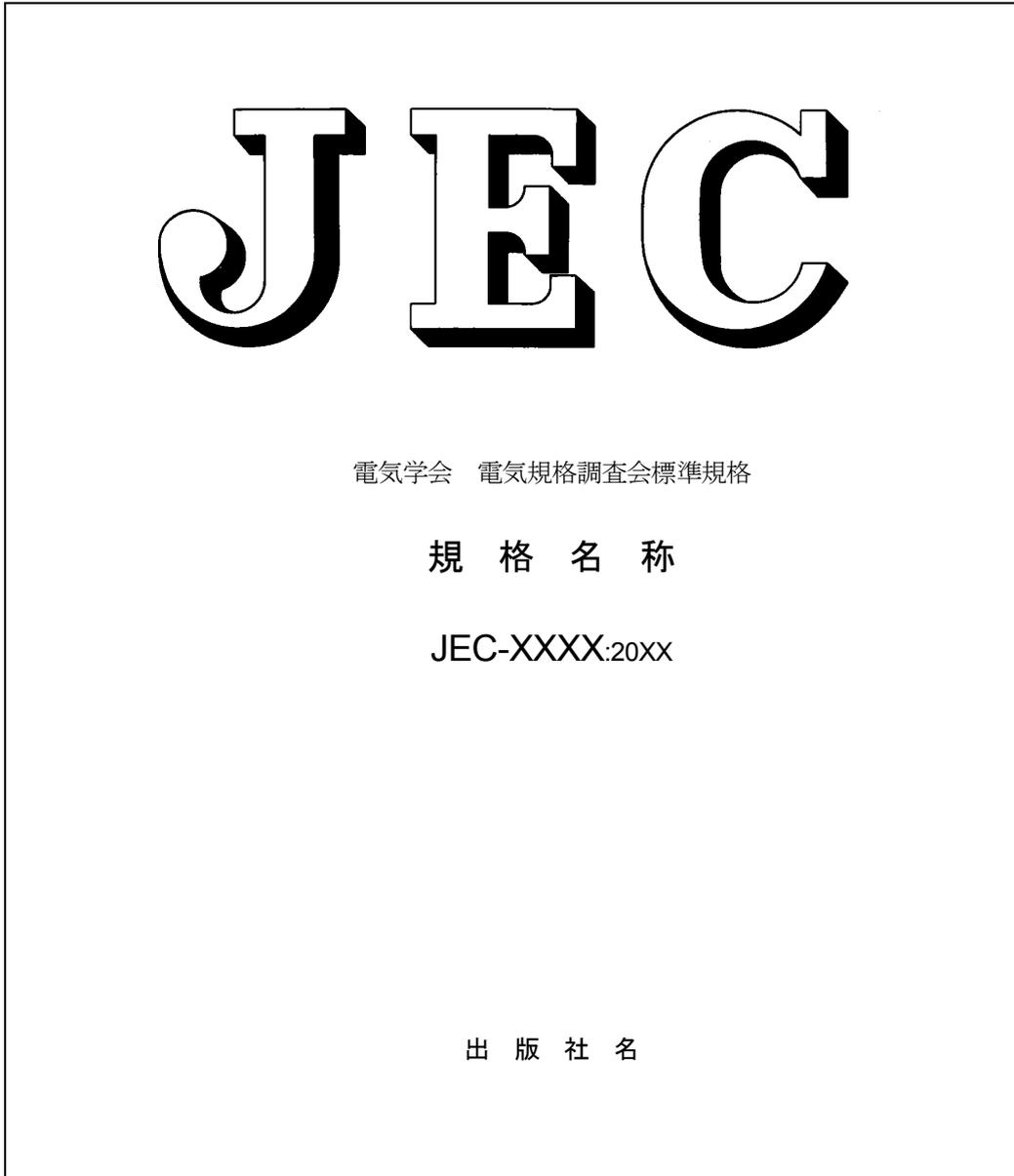
分類番号には、“JEC規格番号の上2桁（中分類）”をそのまま使い、下3桁は“JEC-TR全体を通しての追番”とする。

附属書I
(参考)
規格票の体裁

I.1 規格票の体裁

I.1.1 表紙

規格票の表紙の体裁は、図I.1による。



図I.1—規格票の表紙の体裁

I.1.2 表紙裏

規格票の表紙裏の体裁は、図I.2による。

○使用する用語の出典：□□□□□□□□□□	
○制定及び改正	
(制定及び改正年月日)	(規格番号及び規格名)
制定 20XX年XX月XX日	JEC-XXXX:20XX 規格名
改正 20XX年XX月XX日	JEC-XXXX:20XX 規格名

図I.2－規格票の表紙裏の体裁

I.1.3 目次

目次は、表紙の次に位置付ける。“ページ番号”は、紙面下の中央部に丸括弧を使用して記載する。体裁は本規格票の様式に準じる。

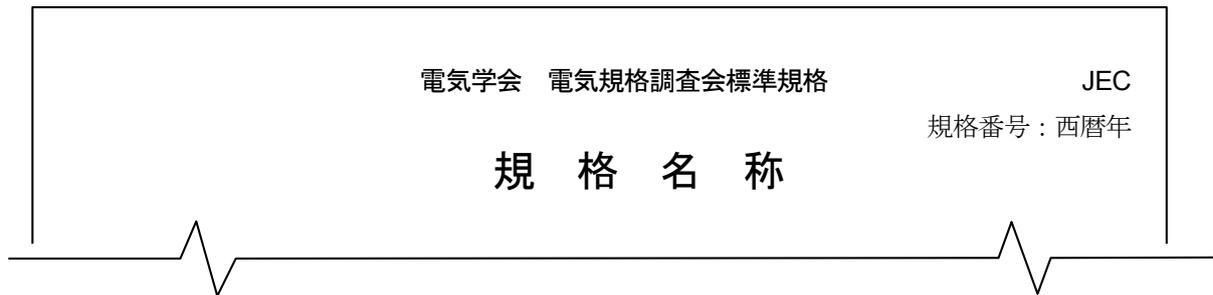
I.1.4 まえがき

まえがきは、目次の次に位置付ける。“ページ番号”は、紙面下の中央部に丸括弧を使用して記載する。ただし、目次からの通し番号とする。体裁は本規格票の様式に準じる。

規格票の様式

I.1.5 最初のページ

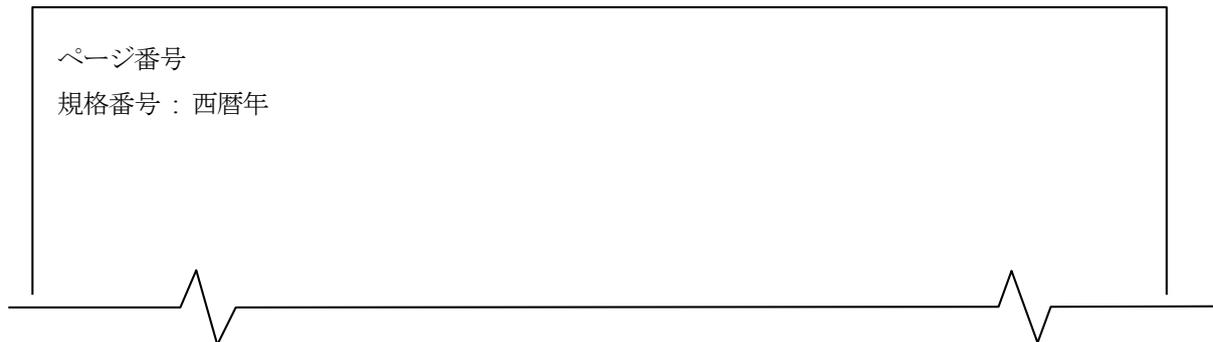
規格票の第1ページの体裁は、図I.3による。また、本体第1ページには、ページ番号を付けない。



図I.3—規格票の第1ページの体裁

I.1.6 第2ページ以降

規格票の第2ページ以降の体裁は、図I.4による。

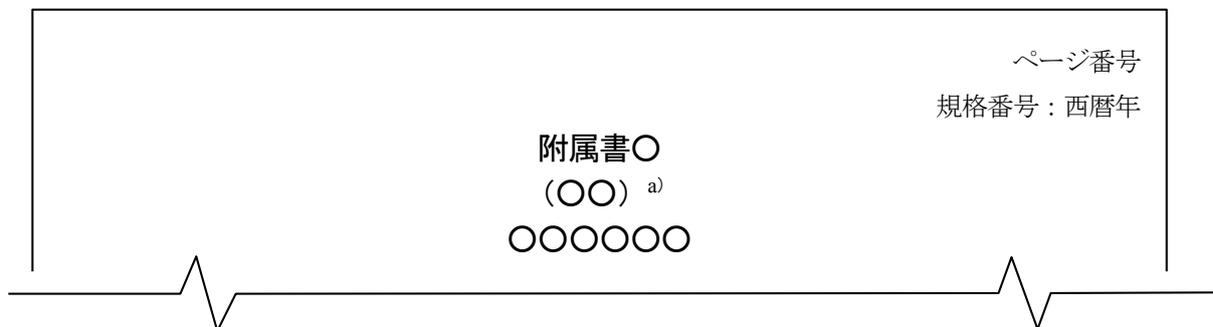


“ページ番号”及び“規格番号”は、紙面の左上隅に記載する。ただし、ページ番号は、偶数ページは左上、奇数ページは右上に記載する。

図I.4—規格票の第2ページ以降の体裁

I.1.7 附属書の体裁

附属書のレイアウトは、図I.5による。



注^{a)} 構成要素によって、(参考)又は(規定)と記載する。

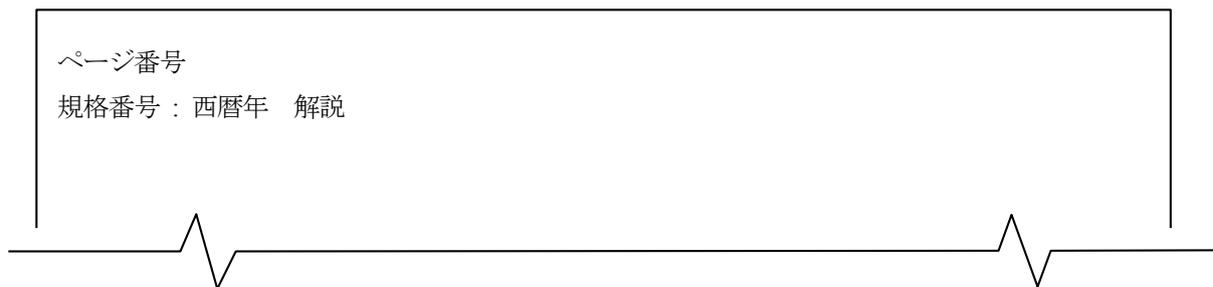
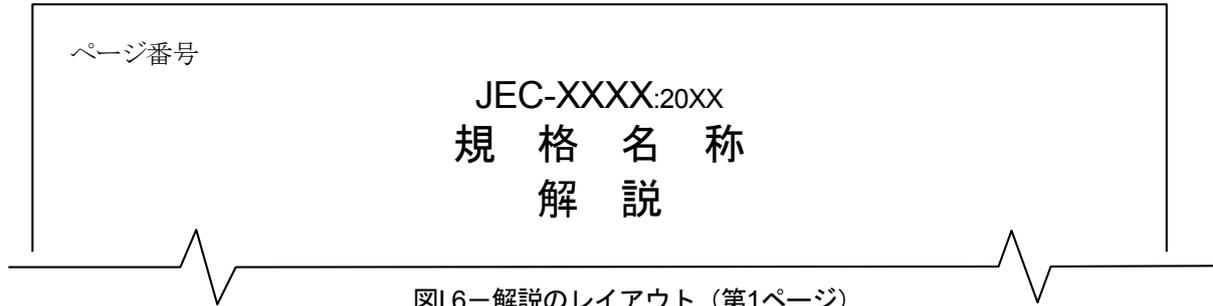
図I.5—附属書のレイアウト

I.1.8 解説のレイアウト

解説のレイアウトは、次による。

a) 解説は、別葉とする。

- b) 解説の第1ページの体裁は、図I.6による。
- c) 解説の第2ページ以降の体裁は、図I.7による。ただし、ページ番号は、本体からの通し番号とし、“規格番号：西暦年”に続けて“解説”と記載する。



I.1.9 字配り

字配りは、図I.8による。

I.1.10 裏表紙

規格票の裏表紙の体裁は、図I.9による。



図I.9—規格票の裏表紙の体裁

I.2 追補の体裁

追補の体裁は、[図I.10](#)による。

なお、追補の欄には、発行回数（例えば、追補1）を記載する。

附属書J (参考) 規格票作成に用いるフォント

J.1 全角・半角の使い分け

規格票本文に用いる文字・記号のフォントの全角・半角の使い分けは、表J.1による。

表J.1ー全角・半角の使い分け

種別	フォントの種類
全角	日本語（ひらがな，カタカナ，漢字，句点），コロン“:”，コンマ“，”，中点“・”，引用符号“ ”
半角	アルファベット，数字，ギリシャ文字，下の点（小数点，ドット）“.”，ハイフン“-”，英文中のコロン“:”及びコンマ“;”，スペース
全角又は半角 ^{a)}	丸括弧“（）”，角括弧“[]”，斜線“/”，数学記号（+，-，=，<など），パーセント“%”，アンド“&”
注 ^{a)} 全角又は半角のどちらを用いてもよい。ただし，一つの規格の中では，いずれかに統一するのがよい。	

J.2 書式

フォントの書式は、表J.2による。ただし、図などにおいてこのフォントの使用が好ましくない場合には、この限りではない。

表J.2ーフォントの書式

フォントの種類		書式	
		通常	太字
全角		MS明朝	MSゴシック
半角	アルファベット，数字，下の点（小数点，ドット）“.”，数学記号，ハイフン“-”	Times New Roman	Arial
	ギリシャ文字	Symbol	Symbol

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式 : 2016

解説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、内規の一部ではない。

1 制定・改正の趣旨

この内規は、電気学会 電気規格調査会標準規格（以下、JEC規格という。）を作成する場合の規格票の様式について規定したものである。

JEC規格を作成する場合の規格票の様式は、1956年5月に初めて制定され、14年後の1970年1月に規格（JEC-180-1970）として改訂³⁾されていたが、その後、1983年11月に大幅に改訂され、電気規格調査会の内規の形で発行された。各改訂は十分な議論の下に十数年ごとに実施されていたが、30年近く手を加えられずにいた。

一方、日本工業規格（JIS）は、国際的整合を図るなかで、JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法についても、ISO及びIECの規格作成手順をまとめたISO/IEC Directives Part 2に準拠していた。

以上の背景をふまえ、早急に規格票の様式を見直す必要性が増したことから、2012年にこの内規を大幅に改正した。

注³⁾ 1983年版までの改版作業には、その時点での呼称である“改訂”を用いる。2012年の改版作業から、JISに準じ“改正”と称することとした。

また、2016年には、JEC規格と関係法令の関係の明確化などの軽微な改正を行った。

2 改正の経緯

“規格票の様式改訂標準特別委員会”の設置は2009年に決定し、設立準備の会合が2009年12月末に開かれ、基本方針が決められた。2010年2月から委員長・幹事などによる幹事会が開かれ、2010年4月、JEC関係者へのアンケート結果もふまえ、標準特別委員会において改正方針が決められた。その結果、新しい規格票の様式は、可能な限りJIS規格票の様式を尊重しつつ、JEC規格特有の要件を抽出する様式とした。この改正方針の下に改正作業が進められ、2011年11月に成案を得て、2012年1月26日に電気規格調査会 規格委員総会の承認を経て制定されたものが規格票の様式:2012である。

2016年に提案された改正は軽微なものであったため標準特別委員会は設置せず電気一般部会の協力のもと標準化推進室にて準備作業が進められた。2016年5月の規格役員会において一回目の審議がなされ、慎重審議の後、2016年6月2日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て、2016年11月24日の規格役員会にて改正した。

3 審議中に特に問題となった事項（規格票の様式 : 2012）

解説箇条1の背景から、この規格票の様式は、大幅に変更されている。番号付けから、図表の書き方、序文、附属書、参考、解説、備考、注などの内容、場所なども変更するなど、可能な限りJIS規格票の様式及び作成方法に近い形としている。一方、僅かな変更をしたい場合、全体を新しい様式に合致させるには多大な労力を要

するとの判断から、軽微な変更の場合には、従来様式のまま、追補によって簡単な変更は認めるものとし、混乱を防ぐこととした。また、いずれは電子化することを考え、ワープロでのテンプレート作成も実施した。

4 主な改正点

2012年の主な改正点は、解説表1のとおりである。

解説表1－主な改正点（2012年）

箇条	題名 [（ ）は改正によって削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備考
1	適用範囲	旧JEC規格票の様式（以下、旧様式）のとおり。ただし、JEC-TRに準用することを追記。JECに記載のない項目はJIS Z 8301に準拠することを明記。	
2	引用規格	JIS Z 8201, JIS Z 8002, JIS Z 8301及びJIS P 0138を記載。	旧様式には該当用語がないため追加。
3	用語及び定義	旧様式の内容に規格票の名称、規格票、本体、本文、附属書、追補（amendment）、国際規格（international standard）、規定要素（normative element）、参考的要素（informative element）、導入要素（preliminary element）、補足要素（supplementary element）、必須要素（required element）、選択要素（optional element）、要求事項（requirement）、推奨事項（recommendation）、引用規格、箇条、解説、注及び注記の項目を追加。	JISから必要な用語を抽出。
4	規格票の構成		
4.1	一般	JIS Z 8301 箇条6に合わせた。	JISの規定に従い、本文中に挿入する文章は、要求事項の場合は本文、要求事項でない場合には注記とする。記載内容による区分は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項の記載 本文、附属書（規定）、図表の注 ・事例紹介他の要求事項でない記載 附属書（参考）、本文の注、注記 ・解説 これまでのJEC規格の緒言の内容を記載し、規格の一部にはならない。
4.2	導入要素（参考）		
4.2.1	概要	JIS Z 8301 6.1に合わせた。	
4.2.2	表紙	JIS Z 8301 6.1.1に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.2.3	目次	JIS Z 8301 6.1.2に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.2.4	まえがき	JIS Z 8301 6.1.3に合わせた。附属書Dを追加。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.2.5	序文	JIS Z 8301 6.1.4に合わせた。附属書Dを追加。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.2.6	特許権	JIS Z 8301 6.1.3 d) に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。

解説表1—主な改正点 (2012年) (続き)

箇条	題名 [() は改正によっ て削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備 考
4.2.7	著作権	個別規格作成時に対応することを追加。	
4.3	規定要素	JIS Z 8301 6.2, 6.3及び6.4に合わせた。記載内容は、 箇条6による。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.4	その他の要素		
4.4.1	要求事項ではない事 項	JIS Z 8301 6.4.1に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.4.2	参考文献	JIS Z 8301 6.4.2に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
4.5	解説	JIS Z 8301 Mに合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
5	一般様式		
5.1	規格票の大きさ	JIS P 0138による。	体裁はJEC規格独自に規定。
5.2	規格票のまとめ方	旧様式のとおり。	
	(参考)	削除。	
	(解説)	3.3 解説に記載したため、本項は削除。	
5.3	規格の名称	旧様式の内容に、JIS Z 8301 6.2.1で規定する他規格と の区別についても追記。	
5.4	規格番号の付け方	2005-5-24 電気規格調査会事務局発行 “JEC規格番号の 付け方” に合わせた。また、追補の体裁を附属書IIに追 加。	
5.5	略語及び組織の名称・略称	JIS Z 8301 6.6.2に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
5.6	規格の英語の名称	JIS Z 8301 B.6に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
5.7	電気規格調査会テク ニカルレポート (JEC-TR) 票の様式	電気規格調査会内部規定を追加。	
6	規格の規定項目		
6.1	規格の規定項目及び 配列の順序	旧様式のとおり。	
6.2	適用範囲	JIS Z 8301 6.2.2に合わせた。タイトル"適用範囲"で考 慮する事項"は、"適用範囲"に変更。	
6.3	引用規格	JIS Z 8301 6.2.3に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
6.4	用語及び定義の作成 方法及び表記方法	JIS Z 8301 Dに合わせた。	

解説表1—主な改正点 (2012年) (続き)

箇条	題名 [() は改正によっ て削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備 考
6.5	記号及び略語	JIS Z 8301 6.3.2に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
6.6	使用状態	"使用状態で考慮する事項"は、"使用状態"に変更。他は旧様式のとおり。	
6.7	試験及び検査	名称を、“試験及び検査”に変更して、JIS Z 8301 6.3.6の内容を追加。ただし、JISの受渡検査は、ルーチン検査に名称を変更。	
6.8	商標名の使用	JIS Z 8301 6.6.3に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
6.9	追補	JIS Z 8301 6.6.9及びJに合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
7	他規格との関連		
7.1	国際規格との関連	JIS Z 8301 4.1 f) ~h) に合わせた。	著作権に関しては個別規格作成時に対応。
7.2	法規・法令との関連	旧様式のとおり。	
8	文体及び書き方		
8.1	箇条書き	JIS Z 8301 G.1に合わせた。	
8.2	文章	JIS Z 8301 G.1に合わせた。	
8.3	文体	JIS Z 8301 G.1に合わせた。	
8.4	書き方	JIS Z 8301 G.1に合わせた。	
8.5	規格自体などの示し方	JIS Z 8301 6.6.7.2の内容を追加。	
9	用字及び用語		
9.1	漢字	JIS Z 8301 G 2.1に合わせた。	
9.2	仮名	JIS Z 8301 G 2.2に合わせた。	
9.3	送り仮名	JIS Z 8301 G 2.3に合わせた。	
9.4	用字	JIS Z 8301 G 2.4に合わせた。	
9.5	用語	JIS Z 8301 G 3.1及びG3.2の内容を記載。	JISに合わせるが、JEC用語集も追加。
9.6	数字	JIS Z 8301 G.5に合わせた。	
9.7	単位の表し方	JIS Z 8301 I.3に合わせた。	
9.8	数学記号	JIS Z 8301 I.4に合わせた。	
9.9	量記号	JIS Z 8301 I.2に合わせた。	
9.10	小数・分数・帯分数	JIS Z 8301 I.1.1に合わせた。ただし、小数点はドット“.”だけを用いる。	JISでは、対応国際規格がある規格で、数値などを複製して使用する場合、“,”も許容。
	(数値の丸め方)	削除	
9.11	許容差の表示	旧様式のとおり。	
9.12	範囲の表し方	JIS Z 8301 I.1.4に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
10	番号付け及び細別記号		
10.1	箇条	JIS Z 8301 5.2.2に合わせた。	
10.2	細分箇条	JIS Z 8301 5.2.2及び5.2.3に合わせた。	

解説表1－主な改正点（2012年）（続き）

箇条	題名 [（ ）は改正によっ て削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備 考
10.3	細別	JIS Z 8301 5.2.5に合わせた。	
	（備考・注・解説の番号）	削除	
	（図・表の番号）	箇条13に移動	
	（互いに関連しあっている図と表の番号）	箇条13に移動	
10.4	附属書	JIS Z 8301 5.2.6に合わせた。	旧様式には該当項目がないため追加。
11	記述符号及び分かち書き		
11.1	記述符号	旧様式のとおり。	
11.1.1	区切り符号 1	JIS Z 8301 G 4.2に合わせた。詳細は附属書Aに移動。	
11.1.2	括弧 2	JIS Z 8301 G 4.7に合わせた。	
11.1.3	引用符号 3	旧様式のとおり。	
11.1.4	連続符号 4	JIS Z 8301 G 4.4に合わせた。	
11.1.5	繰返し符号 5	JIS Z 8301 G 4.5に合わせた。	
11.2	分かち書き	旧様式のとおり。	
12	本文の注記、例及び注		
	注記及び例の様式	備考は注記に変更し、注記の様式及び例としてJIS Z 8301 6.5.1に合わせた。	
	注の様式	JIS Z 8301 6.5.2に合わせた。	
	（解説の様式）	3.3 解説に記載のため、本項は削除。	
13	図・表		
13.1 13.2	図・表	名称は図に統一し、JIS Z 8301 6.6.5.1, 6.6.5.3, 6.6.5.4, 6.6.5.6, 6.6.5.7及び6.6.6.4に合わせた。	
	（さしこみ図・さしこみ表の位置）	同上	
	（付図・付表の位置）	削除	
	（図・表の見出し）	JIS Z 8301 6.6.5.3に合わせた。	
	（写真）	削除（図を含む。）	
	（図の書き方と図中の記入方法）	JIS Z 8301 6.6.5.6及び6.6.5.7に合わせた。	
	（単位記号の記入）	JIS Z 8301 6.6.5.5及び6.6.6.5に合わせた。	
14	式		

解説表1－主な改正点（2012年）（続き）

箇条	題名 [（ ）は改正によつて削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備考
14.1	式の表し方	旧様式及びJIS Z 8301 I.5.2に合わせた。	
14.2	式の番号	旧様式及びJIS Z 8301 I.5.3に合わせた。	
15	その他		
	(箇条の見出し)	削除。	
15.1	太文字	JIS Z 8301 K.1.4に合わせた。	
15.2	規格の引用	JIS Z 8301 6.6.7.3に合わせた。	
15.3	引用・参照などの示し方	JIS Z 8301 6.6.7.4に合わせた。	
	(参考文献)	JIS Z 8301 6.4.2に合わせた。	
15.4	字配り	JIS Z 8301 K.1.3に合わせた。	
15.5	規格票の体裁	附属書Iによるとの記載に見直し。詳細は3. 規格票の構成と重複するため削除。	
15.6	規格票の見直し	旧様式の内容にJISに合わせた定型文を追加。定型文は附属書D.1による。	
附属書			
A	(規定) 用字及び用語, 並びに区切り記号		
A.1	用字と用語の用い方	JIS Z 8301 G (規定) 及びH (規定) に合わせた。表題は附属書Aとした。	
A.2	区切り符号の用い方		
a)	句点 “。”	JIS Z 8301 G.4.2に合わせた。表題は附属書Aとした。	
b)	コンマ “,”	旧様式のとおり。表題は附属書Aとした。	
c)	中点 “・”	旧様式のとおり。表題は附属書Aとした。	
d)	コロン “:”	JIS Z 8301 G.4.2に合わせた。表題は附属書Aとした。	
旧様式の参考を次の附属書に変更			
B	(参考) 外来語の表記	JIS Z 8301 G.6.2に合わせた。表題は附属書Bとした。	
C	(参考) 試験及び検査	JIS Z 8301 6.3.6, L.10, L.11に合わせた。表題は附属書Cとした。	JISに合わせて、次の定義を基に記載内容を見直し。 検査とは製品規格の要求事項（製品の規格値などに適合しているか否かを確定することをいう。また、試験とは、製品規格に規定する特性値を求めることをいう（特性値が規格値などに適合しているか否かの確定はしない。）。
附属書（新規追加）			
D	(参考) まえがき及び序文の記載例	JIS Z 8301 Cに合わせた。	

解説表1—主な改正点 (2012年) (続き)

箇条	題名 [() は改正によっ て削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備 考
E	(規定) 追補	JIS Z 8301 Jに合わせた。 H14-1 電気規格調査会発行 “JEC規格の部分改正の規程(取決め)”のうち“(6)「追補番号」と「追補」の表し方”,“(7)「追補」の構成(規格票の体裁)”を追加。	
F	(参考) 解説のまとめ方	JIS Z 8301 Mに合わせた。H14-11 電気規格調査会発行 “JEC規格票に記載する委員会について”の内容を追加。	
G	(参考) JEC規格票に記載する名簿作成の取決め	H15-11 電気規格調査会発行 “JEC規格票に記載する名簿作成の取決め”の内容を記載。	
H	(参考) 電気規格調査会テクニカルレポート(JEC-TR)票の様式	H15-5 電気規格調査会発行 “JEC規格のテクニカルレポート票の様式”及びH15-5 電気規格調査会発行 “JEC規格のテクニカルレポート”の規程”のうち“3. 番号体系”に合わせた。	
I	(参考) 規格票の体裁	JIS Z 8301 Kに合わせた。	
J	(参考) 規格票作成に用いるフォント		

2016年の主な改正点は、解説表2のとおりである。

解説表2—主な改正点 (2016年)

箇条	題名 [() は改正によっ て削除された項目]	JEC規格票の様式の改正点	備 考
2	引用規格	JIS Z 8301 : 2011 規格票の様式及び作成方法(追補1)と電気学会 著作権規程(編修・規程3)を追記。	
3.14	推奨事項	“, 又は好ましくはないが必ずしも禁止しない”を削除。	
4.2.4	まえがき	・ a) 著作権の部分をわかりやすく修正。 ・ b) 特許権の記載を知的財産権全般に拡大。 ・ “c)その他の関係法令”を追加。 ・ 特許関連の責任の所在を電気規格調査会から電気学会に修正。	
4.2.5	序文	対応するIEC規格について追記。	
5.4	表1	細分類に “214X可変速電動機”, “239X開閉装置一般”を追加	
5.6	規格の英語の名称	規格の例を現存のものに変更。	

解説表2—主な改正点（2016年）（続き）

15.2	規格の引用・参照	規格全体を引用・参照する場合と、一部を引用・参照する場合とに区別	
15.3	引用・参照などの示し方	読みやすいように、説明を追加	
15.4	他の文献からの引用・転載	本細分箇条を追加	
C.3	試験及び検査の種類	b) の記載を、C.1, C.2の記載内容に合わせて訂正。	
C.4	試験及び検査の規定方法	例1 の表7, 6.3 b), c) 1)を、C.2, C.3に合わせて訂正。	
D.1	まえがきの記載例	その他の関係法令に関する記載を追記、	
D.2	序文の記載例	対応するIEC規格について追記。	

5 規格のグループ分け

各規格のグループ分けは、規格票の様式-1983から、4桁にすることになり、1985年以降に制定・改正された規格から順次、新番号（4桁番号）への移行が行われた。（それまで規格番号は、制定順に一連番号が付けられており、JEC-217-1984が最後に発行された3桁番号の規格となる。）

4桁番号に改正した目的は、番号順に並べたとき、関連する規格が見やすいように並ぶことにあり、3及び4桁目を分類に使用することになった。

しかし、採番基準が必要になり2000年5月26日に“JEC規格番号の採番基準”が制定された。

その後2001年9月19日には、“制定年又は改正年”の表示を〔（ ）内に付記〕から、〔“—”の後に付ける〕に改正、2005年5月24日には、電気規格調査会事務局から次の変更を含む“JEC規格番号の付け方”が発行され、これが最新の規格番号のグループ分け基準となった。

- a) JEC規格制定・改正時の採番の実態に応じて、〔規格番号が0001～0217については、4桁目の“0”を数字として取り扱われた場合に、既存の3桁番号規格との混乱が生じる恐れがあるので、今後は取らないこと。〕の制約を外した。
- b) 中分類 03XXと04XXの凍結を解除し、51XXに「線路用品」を追加した。

2005年5月24日付け電気規格調査会事務局発行“JEC規格番号の付け方”に準拠した。ただし、“制定年又は改正年”の表示を〔“—”の後に付ける〕から、〔“:”の後に付ける〕に改正した。最新の規格番号及びグループ分けの詳細は、本体5.4を参照。

6 標準特別委員会名及び名簿（平成24年1月26日現在）

委員会名：規格票の様式改訂標準特別委員会

委員長	小田 哲治	(東京大学)
幹事	小野 靖	(東京大学)
同	中川 眞一	(北芝電機)

規格票の様式 解説

同	平形 直人	(東京電力)
委員	秋谷 安司	(エクシム)
同	五十嵐 浩治	(日立製作所)
同	井上 博史	(日本電機工業会)
同	臼井 正司	(三菱電機)
同	大高 徹	(東芝)
同	唐鎌 敏夫	(明電舎)
同	小林 良雄	(東芝)
同	鈴木 淳	(電源開発)
同	三木 一郎	(明治大学)
同	山野 芳昭	(千葉大学)
途中退任委員	相良 秀晃	(電源開発)

7 部会名及び名簿 (平成28年11月24日現在)

部会名：電気一般部会

部会長	三木 一郎	(明治大学)
幹事	臼井 正司	(三菱電機)
委員	石黒 友希夫	(電源開発)
委員	小田 哲治	(東京大学)
委員	小野 靖	(東京大学)
委員	角井 公一	(明電舎)
委員	坂口 義則	(昭和電線ケーブルシステム)
委員	高尾 登	(東京電力ホールディングス)
委員	高橋 弘	(富士電機)
委員	本間 宏也	(電力中央研究所)
委員	宮本 剛寿	(東芝)
委員	山崎 健一	(電力中央研究所)

8 電気規格調査会名簿 (平成28年11月24日現在)

会長	大木 義路	(早稲田大学)	理事	土屋 信一	(昭和電線ケーブルシステム)
副会長	塩原 亮一	(日立製作所)	同	藤井 治	(日本ガイシ)
副会長	清水 敏久	(首都大学東京)	同	三木 一郎	(明治大学)
理事	伊藤 和雄	(電源開発)	同	八木 裕治郎	(富士電機)
同	大田 貴之	(関西電力)	同	八坂 保弘	(日立製作所)
同	田中 一彦	(日本電機工業会)	同	八島 政史	(電力中央研究所)
同	太田 浩	(東京電力)	同	山野 芳昭	(千葉大学)
同	勝山 実	(東芝)	同	山本 俊二	(三菱電機)
同	金子 英治	(琉球大学)	同	吉野 輝雄	(東芝三菱電機産業システム)
同	炭谷 憲作	(明電舎)	同	西林 寿治	(電源開発)
同	竹中 章二	(東芝)	同	中本 哲哉	(学会研究調査担当副会長)

規格票の様式 解説

理事	福井 伸太	(学会研究調査担当理事)	3号委員	合田 忠弘	(スマートグリッドユー ザインタフェース)
同	酒井 祐之	(学会専務理事)			
2号委員	奥村 浩士	(元京都大学)	同	澤 孝一郎	(回転機)
同	斎藤 浩海	(東北大学)	同	山田 慎	(電力用変圧器)
同	塩野 光弘	(日本大学)	同	松村 年郎	(開閉装置)
同	堀坂 和秀	(経済産業省)	同	河本 康太郎	(産業用電気加熱)
同	井相田 益弘	(国土交通省)	同	合田 豊	(ヒューズ)
同	大和田野 芳郎	(産業技術総合研究所)	同	村岡 隆	(電力用コンデンサ)
同	高橋 紹大	(電力中央研究所)	同	石崎 義弘	(避雷器)
同	中村 満	(北海道電力)	同	清水 敏久	(パワーエレクトロニクス)
同	春浪 隆夫	(東北電力)	同	廣瀬 圭一	(安定化電源)
同	棚田 一也	(北陸電力)	同	田辺 茂	(送配電用パワーエレクトロニクス)
同	伊藤 久徳	(中部電力)	同	千葉 明	(可変速駆動システム)
同	水津 卓也	(中国電力)	同	森 治義	(無停電電源システム)
同	川原 央	(四国電力)	同	西林 寿治	(水車)
同	新開 明彦	(九州電力)	同	永田 修一	(海洋エネルギー変換器)
同	市村 泰規	(日本原子力発電)	同	日高 邦彦	(UHV国際)
同	留岡 正男	(東京地下鉄)	同	横山 明彦	(標準電圧)
同	山本 康裕	(東日本旅客鉄道)	同	坂本 雄吉	(架空送電線路)
同	石井 登	(古河電気工業)	同	日高 邦彦	(絶縁協調)
同	出野 市郎	(日本電設工業)	同	高須 和彦	(がいし)
同	小黒 龍一	(ニッキ)	同	池田 久利	(高電圧試験方法)
同	筒井 幸雄	(安川電機)	同	腰塚 正	(短絡電流)
同	堀越 和彦	(日新電機)	同	佐藤 育子	(活線作業用工具・設備)
同	松村 基史	(富士電機)	同	境 武久	(高電圧直流送電システム)
同	佐伯 憲一	(新日鐵住金)	同	山野 芳昭	(電気材料)
同	吉田 学	(フジクラ)	同	土屋 信一	(電線・ケーブル)
同	荒川 嘉孝	(日本電気協会)	同	渋谷 昇	(電磁両立性)
同	内橋 聖明	(日本照明工業会)	同	多氣 昌生	(人体ばく露に関する電界、磁界及び電 磁界の評価方法)
同	加曾利 久夫	(日本電気計器検定所)			
同	高坂 秀世	(日本電線工業会)			
同	島村 正彦	(日本電気計測器工業会)	同	竹中 章二	(電気エネルギー貯蔵システム)
3号委員	小野 靖	(電気専門用語)			
同	手塚 政俊	(電力量計)			
同	佐藤 賢	(計器用変成器)			
同	伊藤 和雄	(電力用通信)			
同	中山 淳	(計測安全)			
同	山田 達司	(電磁計測)			
同	前田 隆文	(保護リレー装置)			

STANDARD
OF
THE JAPANESE ELECTROTECHNICAL COMMITTEE

Internal rules for the layout and drafting of
Japanese Electrotechnical Committee Standards